

会報

2026.2月  
No.79

# いしかわ

**Bande**  
つ・な・が・り



あなたの街の法律家  
石川県行政書士会

← 鶴の丸休憩館 米丸

# 目 次

## ご挨拶

石川県行政書士会会長 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会長 宮本 重則	2
石川県知事 馳 浩	3
令和7年度 第6回理事会報告	4
全国会長会報告	5
令和7年度 日行連と中地協の連絡会および第1回担当者会議報告	6
パブリシティ	7
特集 行政書士法改正の意義～国際業務の観点から～	8
シリーズ AIと行政書士業務 第2回「AIに離婚協議書の原案を作らせてみた」	10
永野副部長の広報支援させてください！	12
特集 石川県知事からの感謝状贈呈式	14
復興支援の現場から ～多賀聖道会員(七尾市)～	15
業務部 災害復旧・復興支援業務報告	18
社会貢献事業部 災害復旧・復興支援活動報告	20
支部だより	22
宮崎県行政書士会との意見交換会報告	25
高知県行政書士会との意見交換会報告	26
特集 広報月間報道機関訪問	27
特集 令和7年度 広報月間総括	28
コスモス石川活動報告	30
石川県外国人材受入サポートセンター活動報告	31
令和7年度 行政書士試験実施について	32
北陸信越運輸局 石川運輸支局長との懇談会報告	33
会員のコーナー	34
会務日誌	35
新しい14人の仲間紹介・事務局員挨拶	38
会員の動き	40



## 【表紙写真説明】

### 金沢城整備工事で行政書士法の改正を重ね合わせて…

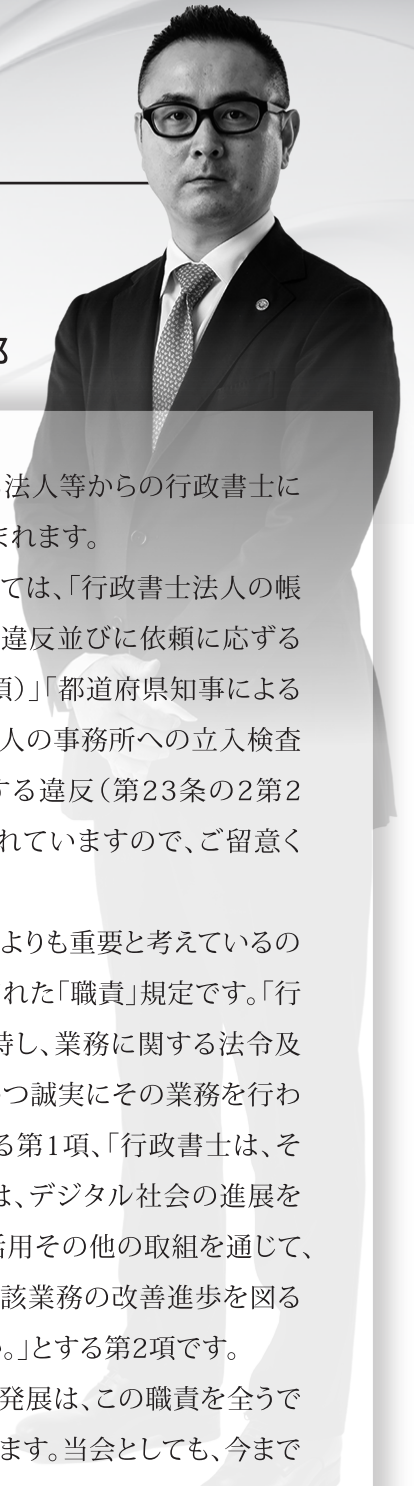
金沢城の長い歴史の中で幾度となく整備工事が行われてきたように、行政書士法もまた、時代の変化に合わせて改正を重ねてきました。今年、1951年(昭和26年)2月22日に行政書士法が制定されてから75周年という節目の年にあたります。

今回の行政書士法改正は、特定行政書士の業務拡大や、無資格業者への規制の明確化など重要な内容を含んでいます。言い換えれば、私たち行政書士一人ひとりが担う責任は、これまで以上に大きくなるということでもあります。この法改正を真摯に受け止め、国民と行政をつなぐ架け橋として、国民生活の向上と社会の繁栄・発展に貢献していきたいものです。

**75周年記念誌発行に乞うご期待を**

## 年頭のご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



令和8年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様におかれましては、当会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、令和8年1月1日に改正行政書士法が施行されました。また、本年は行政書士法制定から75年の節目となります。行政書士制度にとって重要な1年となることは間違いありません。特に、改正行政書士法の「業務制限規定の趣旨の明確化」「両罰規定の整備」は、我々の業務に直結する改正となりました。

「業務制限規定の趣旨の明確化」については、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加わり、その趣旨が明確となりました。これまでの違法・合法の現行の線引きを変更するものではありませんが、「手数料」「コンサルタント料」「会費」など、いかなる名目によるかを問わず行政書士法違反となることが条文に文言として明記されたことは大きな意義を持つものです。

当会としても行政書士法違反の監察活動に注力し、会員の皆様の事業発展に寄与できるよう取り組んでまいります。

次に「両罰規定の整備」についてですが、さきほどの行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反等に対して、両罰規定が整備されることとなりました。そのことにより、業務の制限違反をした者を罰するほか、その者が所属する法人等にも罰金刑を科すことができるようになりました。行政書士法違反行為の抑制を図る効果が期待できるとともに、

科刑されることを憂慮する法人等からの行政書士に対する依頼の増加も見込まれます。

ただし、両罰規定に関しては、「行政書士法人の帳簿の備付及び保存義務の違反並びに依頼に応ずる義務の違反(第23条第2項)」「都道府県知事による行政書士又は行政書士法人の事務所への立入検査を拒み、妨げ、又は忌避する違反(第23条の2第2号)」等についても整備されていますので、ご留意ください。

そこで、上記の改正条文よりも重要と考えているのが、第1条の2として新設された「職責」規定です。「行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」とする第1項、「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。」とする第2項です。

今後の行政書士制度の発展は、この職責を全うできるかどうかにかかっています。当会としても、今まで以上に行政書士法の「使命」「職責」を意識したコンプライアンス研修や業務研修を実施してまいりますので、会員の皆様のご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、当県の震災からの復旧・復興を心から願いつつ、会員の皆様の本年益々のご発展とご健勝を心よりご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則

令和8年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

石川県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、平素より本会の事業推進に対して、格別の御高配を賜り誠にありがとうございます。また、日頃から地域住民の皆様並びに自治体の期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力いただいておりますことに対し、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、2月の日本海側を中心とした記録的な大雪、7月のトカラ列島近海地震、8月から10月にかけての豪雨や突風、台風被害など、全国各地で自然災害が相次ぎ、多くの方々被災され、困難な生活を強いられました。これらの災害に際しては、複数の地域で災害救助法が適用され、被災地域の単位会において罹災証明書の取得支援や無料相談会の開催を始めとした復旧・復興活動が展開されるとともに、本会としても被災単位会をバックアップするための各種支援策を実施しました。被災された皆様にとって、行政書士による行政手続の支援が果たす役割は大きく、行政書士が現場で培った経験と信頼は、地域における暮らしの安全と再建を支える力として今後ますます重要になることを実感した次第です。

現在、本会では内閣府との連携協定の下、被災自治体を支援する体制を構築するため、「災害復興支援員」の増員及び養成を推進しています。地域に密着した行政書士ならではの専門性と組織力を生かし、住民や自治体に寄り添った支援活動をより一層充実させてまいりますので、引き続き御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、本年1月1日から行政書士法の一部を改正する法律(令和7年法律第65号)が施行されました。奇しくも、本年は、行政書士法(昭和26年法律第4号)が昭和26年2月22日に公布されて75周年、三四半世紀という記念す

べき節目の年に、この改正法が施行されたことは、誠に喜ばしい限りです。この改正により、行政書士の使命と職責が明確となり、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が規定されました。また、特定行政書士の業務範囲については、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大したことにより、行政書士の前段階関与の有無にかかわらず、行政不服申立ての代理が可能となりました。さらに、業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加わり、その趣旨が明確になったほか、両罰規定が整備され、業務の制限規定に違反した場合、行為者のほか、その法人に対しても罰則が適用されることとなりました。

本会では、今般の法改正を受け、会則や研修制度など必要な見直しを行うとともに、法改正の趣旨を周知徹底して、会員の皆様の業務環境の整備に注力してまいります。会員の皆様におかれましても、改めて行政書士としての使命と職責を認識されるとともに、国民の利便の向上及び業務の改善進歩に努めていただきたいと思います。

私は常日頃から、全国津々浦々に約5万4千名が遍在する行政書士が、国民の皆様にとって、不安や悩みに直面したときに最初に思い出していただける存在でありたいと願っています。そのためには「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、皆様と共に強い行政書士制度を創り、地域社会の中で確かな信頼関係を築いていくことが重要です。私たち行政書士は常に時代の要請に応じて進化し、いつの時代においても国民の皆様、事業者の皆様へ寄り添う存在となれるよう、今後とも皆様の御支援を賜りながら、行政書士制度の更なる発展に全力を尽くしてまいります所存です。

本年が、災害の少ない穏やかな年となりますとともに、会員の皆様にとって実り多く飛躍の一年となりますことを心より祈念申し上げ、年頭の御挨拶といたします。



石川県知事 馳 浩

新年明けましておめでとうございます。

令和8年の年頭にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様に謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

令和6年能登半島地震から2年、奥能登豪雨から1年3カ月余りが経過いたしました。県では昨年を「復興元年」と位置づけ、インフラの復旧、被災者の方々の生活と生業の再建、そして創造的復興に向けた取組に全力を尽くしてまいりました。

能登復興のシンボルとなるトキの放鳥については、昨年7月に放鳥場所を羽咋市南潟地区(邑知潟周辺)に決定し、10月には記念イベントを開催したところです。引き続き、放鳥ケージの設置や放鳥式の開催準備、観察マナーの普及啓発など、今年6月頃の放鳥に向け、万全を期してまいります。

また、関係人口の創出・拡大に向けて、いしかわサテライトキャンパス事業において、県内外から学生を募集し、フィールドワーク等を通して地域の方々との交流を促進するプログラムを提供しており、昨年11月末時点で、目標を上回る78大学等の約810人から参加が見込まれております。さらに、地域と関係人口をつなぐポータルサイト「いしかわのWa!」の運用を昨年11月より開始し、運用開始から約一カ月間で県内外から640名を超える方に登録いただきました。災害ボランティアや「祭りお助け隊」などの形で、これまでに能登に関わっていただいた方々に、「いしかわのWa!」の登録を呼びかけるほか、首都圏等でのPRを実施し、関係人口の掘り起こしに取り組んでまいります。

能登駅伝については、数年後の開催に向けて検討を進めており、今年度は基本計画案を策定することとしております。復興の象徴となる「記録より記憶に残る大会」を目指し、引き続き検討を進めてまいります。

能登ならではの生業である輪島塗の復興については、昨年8月の検討委員会において、輪島を「漆芸の聖地」とする基本構想を策定しました。構想の核と

なる「若手人材の養成施設」の整備に向けた準備を進めるとともに、県民向けの輪島塗の魅力発信や、海外展開も見据えた販路開拓の支援に、官・民・産地がしっかりとスクラムを組んで、引き続き取り組んでまいります。

さて、昨年は、県民にとって希望となるような出来事も多くございました。

愛子内親王殿下におかれましては、5月に初めてご来県され、七尾市と志賀町において、生業再建の現状やボランティアの活動状況などをご視察いただき、被災者の方々に慈愛に満ちた優しいお言葉をおかけいただきました。被災地に寄り添う殿下のお姿は、被災者の皆様方の心に深く刻まれたものと、心より感謝申し上げます。

また、本県津幡町出身の大の里関が大相撲5月場所において、2場所連続、4度目の幕内最高優勝を果たし、本県出身力士としては輪島関以来52年ぶりに横綱に昇進しました。初土俵からわずか13場所での横綱昇進は、史上最速となる快挙であり、この栄誉を心からたたえるため、石川県県民栄誉賞を贈呈しました。「唯一無二」の横綱として今後一層のご活躍を期待しております。

大阪・関西万博では、8月27日から5日間、本県の魅力である「祭り」や「食文化」をテーマにしたイベント「石川の日」を開催したほか、「夜の地球 Earth at Night」パビリオンには、能登半島地震でも奇跡的に無事であった輪島塗大型地球儀が常設展示され、本県の魅力を国内外に存分に発信することができたものと考えております。

今年も引き続き、国や被災市町、民間の方々と緊密に連携し、地震・豪雨からの能登の復旧と創造的復興に全力を傾注するとともに、石川県全体のさらなる成長に向け、県政の羅針盤である「石川県成長戦略」を具現化する取組にも全力を挙げて取り組みこととお誓い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

令和7年11月22日(土)午後1時30分より金沢市ものづくり会館第1研修室にて、令和7年度第6回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に荒川朋範理事、中橋一彰理事が指名され、議事に入った。議題は次のとおりである。

## 1. 報告事項

### (1) 日行連報告

向井会長より、8月7日、8日に全体会議及び分科会が開催された旨の報告があった。また、9月18日、19日に高知県で全国会長会が開催され、「特定行政書士の取得率向上」、「一般倫理研修未受講者への対応」、「注意勧告規定の運用」、「災害対応」、「行政書士法改正」、「入会金」、「会費の値上げ」等について議論されたことが報告された。さらに、11月19日に開催された理事会において、「補助者規則」や「行政書士のなりすまし事案」等が議題となった旨の報告があった。

### (2) 中地協報告

向井会長より、8月1日及び10月8日に愛知県で理事会が開催され、「各単位会の負担金一律化」等について議論された旨の報告があった。

### (3) 各部・各委員会 令和7年度上半期実施事業報告

各部部长・各委員会委員長より、事業実施状況について報告があった。従来の事業に加え、能登の復旧・復興支援に伴う諸活動について詳細な報告が行われた。

### (4) その他

向井会長より、10月15日、16日に宮崎会から4名が来訪し、「法教育」や「災害復興支援活動」について意見を交わしたほか、輪島市を視察したことが報告された。同じく10月28日には高知会から4名が来訪し、「災害復興支援活動」等について意見交換したことが報告された。また、富山、福井、秋田の3県で開催された各単位会所属会員の「黄綬褒章受章を祝う会」に向井会長が出席したとの報告があった。さらに、行政書士制度75周年記念誌発行に関する進捗状況が報告された。

## 2. 審議事項

### (1) 各部・各委員会 令和7年度下半期事業実施計画

各部部长・各委員会委員長より、令和7年度下半期の事業計画について議案説明があった。その概略は以下のとおりである。

### 【総務・経理部】

- ・開業セミナー
- ・来年度総会の準備
- ・表彰者の決定
- ・法規整備 等

### 【広報・監察部】

- ・行政書士制度75周年新聞広告掲載
- ・会報誌発行
- ・官公署訪問(監察活動) 等

### 【業務部】

- ・業務研修会の開催
- ・一般倫理研修の受講促進
- ・専門業務研究会の活性化 等

### 【社会貢献事業部】

- ・各種相談会の実施
- ・職業教育及び出前講座
- ・外国人材受入サポートセンターの再編 等

### 【ICT特別委員会】

- ・デジタル化推進
- ・会員向け写真撮影会の開催 等

### 【申請取次行政書士管理委員会】

- ・入管の表敬訪問 等

### 【官民業務受託調査特別委員会】

- ・運輸支局との意見交換会
- ・運輸支局相談員の養成 等

### 【その他委員会】

従来からの事業を実施予定である旨の説明があった。

### (2) その他

日行連や中地協等の各種行事について案内があり、参加者が決定された。

## 3. 協議事項

輪島支部の支援について協議された。

以上の議題について、慎重審議の結果、全議案が承認可決された。



第6回理事会 会長挨拶

令和7年9月18日(木)に高知県のザ クラウンパレス 新阪急高知において、日本行政書士会連合会主催の全国会長会が開催されましたので、ご報告いたします。

全国会長会は、あらかじめ決められたテーマをもとに意見・情報交換をする会議であり、他県の単位会の取り組みを知る重要な機会です。今回のテーマは、「特定行政書士制度の普及促進について」と「一般倫理研修未受講者への対応について」でした。それぞれのテーマについて、会議で出た意見をご紹介したいと思います。

まず、「特定行政書士制度の普及促進について」ですが、ほとんどの単位会は、特定行政書士の取得者の割合は低いと認識しています。その要因として、「取得の意義やメリットを感じていない会員が多い」や「受講料が高い」「取得しても活用の機会が乏しい」などの意見が多く出されていました。

また、受講者を増やす取り組みとして、「大学教授を招いて研修会を実施している」「取得者を対象として、実務者育成研修をしている」など、中には参考となる事例もありましたが、全体的に抜本的な解決策には程遠いと感じます。

しかし、今般の行政書士法の改正で、行政書士が「作成した」ものに限られていた行政庁に対する不服申立ての代理等について、行政書士が「作成できる」ものに範囲が拡大されました。よって、今後は格段に特定行政書士の活躍できるフィールドが広がります。法改正が起爆剤となり、特定行政書士の取得率が上がることが期待できます。

また、さきほどの特定行政書士の取得者が少ない要因の逆を行けば取得が増えると考えれば、「取得の意義やメリットを感じる制度にしていく」「受講料を低くする」「取得すれば活用の機会がある」という制度にしていく必要があります。

当会は個人会員424名中57名の会員が特定行政書士となっており、取得率は約13%です。今般の行政書士法改正の周知とともに、特定行政書士制度の周知を図ることで、取得率の向上に努めてまいります。

次に、「一般倫理研修未受講者への対応について」ですが、未受講者に対する処分の対応に関しても意見交換が行われました。

一般倫理研修は、日本行政書士会連合会会則第62条の2第3項で「行政書士は、本会が行う行政書士に対する信用及び品位を高めることを目的とした倫理研修を受講しなければならない。」と規定されており、義務研修に位置付けられています。

また、日本行政書士会連合会倫理研修規則第6条に「受講義務」に関する条文が置かれており、第4項では「単位会は、正当な理由なく一般倫理研修を受講しなかった者に対し、処分をすることができる。」となっています。しかし、初回の一般倫理研修の受講期限が令和6年3月31日と運用からまだ日が浅いこともあり、未受講者への対応については苦慮している単位会が多いのが現状です。

今回の会長会では、全国の単位会の処分実績の有無、将来的な処分の見通しや処分内容等、様々な情報を得ることができました。勿論、会員全員が受講義務を果たし、被処分者を出さないのが一番ですが、未受講者に関しては義務である以上、当会としても対応を考へざるを得ません。引き続き、一般倫理研修制度の周知徹底を図ってまいります。

メインテーマは上記の二つのテーマでしたが、その他にも「会費滞納者への催告や債権回収について」「行政書士法第17条の2の注意勧告の運用実績について」「会費の値上げについて」等の情報共有や意見交換を行いました。大変有意義な会長会となったことをご報告いたします。



全国会長会 議場の様子

# 令和7年度 日行連と中地協の連絡会および第1回担当者会議報告

副会長 寺分 努

令和7年10月8日、愛知県名古屋市の名古屋マリオットアソシアホテルにおいて、「令和7年度日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会」が開催されました。本連絡会は、大塚謙二中部地方協議会副会長の開会の言葉により始まり、続いて竹田勲中部地方協議会会長、宮本重則日本行政書士会連合会会長より挨拶が行われました。その後、座長に愛知会の芳賀宏行副会長が選出され、会議が進められました。



会場全景(連絡会)

連絡会の冒頭では、宮本会長より「日行連の当面の諸問題及び事業の説明」として、特に「行政書士法の一部を改正する法律」の成立に至る経緯や背景について、詳細な説明がなされました。続いて意見交換会が行われ、各単位会から多岐にわたる意見や要望が提出され、活発な議論が交わされました。石川会からは、「各単位会における研修事業の企画方針」「災害復興支援員制度について」「行政書士法改正を主な内容とする動画制作および全国規模でのPR実施」の3点について意見・要望を提出しました。

本連絡会には、石川会から向井隆郎会長(理事)、宮田貢副会長(代議員)、寺分努副会長(代議員)、中川幸雄広報・監察部長(オブザーバー)、後洋平総務・経理部長(オブザーバー)、北川千里事務局長が出席しました。

また、令和7年12月9日には、愛知県名古屋市のTHE KAWABUN NAGOYAにおいて、「令和7年度日本行政書士会連合会中部地方協議会第1回担当者会議」が開催されました。本会議では「改正行政書士法について」を議題とし、各単位会から意見・要望が出され、今後の対応について活発な意見交換が行われました。今回の法改正では、「行政書士の使命および職責に関する規定の創設」「特定行政書士の業務範囲の拡大」「業務制

限規定の趣旨の明確化」「両罰規定の整備」などが盛り込まれており、令和8年1月1日の施行日以降は、これまで例のない分野からの相談や問い合わせが増加することが想定されるとの認識が共有されました。

担当者会議開催時点においても、すでに法改正に関する問い合わせが寄せられており、今後もしばらく同様の状況が続くものと思われます。会員の皆さまにおかれましても、日常業務の中で戸惑う場面や判断に迷う事案に直面される場面が増えるものと予想されます。今回の担当者会議で得られた情報や各単位会の意見・対応事例を踏まえ、当会としても情報提供や支援体制の充実を図り、会員の皆さまが安心して業務に取り組めるよう努めてまいります。引き続き、会員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

担当者会議には、石川会から向井隆郎会長(理事)、寺分努副会長(担当者)、中川幸雄広報・監察部長(担当者)、後洋平総務・経理部長(オブザーバー)が出席しました。



議論の様子(担当者会議)



石川会担当者席(担当者会議)



石川会出席者(担当者会議)



石川会代議員席(連絡会)

国際業務研究会 代表世話人 菅原 純平  
申請取次行政書士管理委員会 委員長

第217回通常国会において成立した「行政書士法の一部を改正する法律」(令和7年法律第65号)が令和8年1月1日から施行されることにより、業界によっては行政書士法に抵触しないよう運営体制の見直しが必要となります。

本記事では、外国人労働者の生活支援業務等を行う登録支援機関や監理団体(以下「支援機関等」)がこれまで事実上行うことがあった書類作成やそれに伴う報酬の受領にどのような影響が出るのか、それに伴い行政書士にはどのような対応が求められるのかを分析します。

## 1.改正のポイント

### (1)無資格者による有償での書類作成の禁止

今回の改正の一つ目のポイントは、従来グレーゾーンと誤解されてきた、無資格者による有償での入管提出書類(オンラインの電磁的記録を含む)作成が禁止されることがより明確になったことです。(行政書士法第19条、第1条の3参照)

改正された行政書士法第19条第1項には、「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が加わったため、「講習料」「相談料」「手数料」など名称を変えて実質的に書類作成の対価を受け取る行為が明確に違法と位置づけられました。また、書類作成費ではなく、「コンサルティング料」や「事務手数料」という名目で報酬を受け取ったとしても、実態が有償での書類作成の代行であれば違反にあたりますし、支援機関等が義務的支援事項の実施の有償受託とあわせてパッケージ化して提供するサービスに書類作成代行を組み込んだ場合も同様に違法です。つまり、「支援費」や「監理費」を受け取っている支援機関等が、その受託業務の一環として入管申請書類の作成を行っているれば、「報酬を得て書類作成を行っている」とみなされ、違法となってしまいます。

#### 旧行政書士法第19条第1項

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第1条の2に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有するものとして総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

#### 新行政書士法第19条第1項(波線が改正箇所)

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第1条の3に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして

総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有するものとして総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

#### 新行政書士法第1条の3第1項

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

### (2)両罰規定

二つ目のポイントは、違法な書類作成を行った個人だけでなく所属する法人も処罰対象となったこと(両罰規定)です。(行政書士法第21条の2、第23条の3参照)

つまり、支援担当者である支援機関等のスタッフが行った有償での書類作成という違法行為について、当該スタッフ等の個人(自然人)のみならず法人としての支援機関等も含めて罰せられることとなります。

そのため、支援機関等の実務、そしてそれらの機関に書類作成を依頼していた外国人雇用企業に大きな影響が及ぶことが予想されます。

#### 新行政書士法第21条の2(新設)

第19条第1項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

#### 新行政書士法第23条の3(波線が改正箇所)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第21条の2の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

## 2.改正の背景と求められる対応

そもそも、行政書士又は弁護士以外の者が報酬を得て官公署提出書類を作成することは、これまでの行政書士法でも違法でした。今回の改正で適法と違法の新たな境目ができたわけではなく、これまでも違法だったことが明確になっただけであることは重要な点です。

しかし、実務の現場では「コンサル料」「手数料」「支援パック」など、名目を変えて報酬を受け取るケースが横行しており、結果として実質的な有償代行為常態化していました。今回の改正は、こうしたグレーゾーンと誤解されていたものを明確に線引きして違法な業態を是正することを目的としています。

今回の改正で最も影響が大きいのが登録支援機関です。これまでは受入れ企業や外国人の代わりに、在留資格申請書、支援計画書などの入管提出書類を作成していたかもしれません。また、書類作成の対価としては形式上別途報酬を受け取らず「支援料」などに含めていたかもしれません。(上記の通りこれらはこれまでの行政書士法でも違法です。) 今後はいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、入管提出書類(オンラインの電磁的記録を含みます。以下同じ。)の作成業務を行うことは一切できなくなります。

また、これまでは支援業務と一体のサービスとして書類作成を行ったり、書類作成の実質的な対価として、「申請サポート料」「事務手数料」などの名目で報酬を受け取ったりする事例がありました。今後は書類作成の対価としていかなる名目によるかを問わず報酬を一切受領しないこと、また、支援委託契約書や料金体系を改定し、「受託業務には入管申請書類の作成を含まない」ことを明記する必要があります。

申請取次業務については今後も申請取次資格を持つ登録支援機関職員による申請書類の提出代行(取次)自体は問題ありません。ただし提出する書類は、登録支援機関が報酬を得て作成したものであってはならず、書類は外国人・受入れ企業自身が作成し、その提出の代行のみを行う形に限定されます。

つまり、支援機関等は、実行為としての「支援業務」(登録支援機関の場合は特定技能基準省令が規定する支援事項の実施)のみに集中し、「行政書士の独占業務」には一切関与しない仕組みづくりが必要となります。言い換えると「支援」と「書類作成」を明確に切り分ける体制づくりが求められます。

## 3.行政書士に求められる対応

本会会員行政書士の皆様におかれましては、ここ数年間の間に2回開催された本会の国際業務に関するコンプライアンス研修において行政書士法第19条の解説をお伝えしていますし、上記で述べているように今回の改正で従前の適法と違法の境目が変わるわけではありませんので、特に対応が求められることはないかとは思いますが、あらためてこの機会に業務遂行体制が適法かどうかご確認いただければと思います。

特に注意が必要なのは、登録支援機関が顧客(主

に受入れ企業)から書類作成を含めて対価を受け取り、その報酬を原資として行政書士に作業を外注(仲介)するという流れです。また、登録支援機関を通して、本人確認、事実確認、費用のやり取り等を行うこともあるかもしれません。これらは行政書士法第19条1項違反であり、行政書士と非行政書士の共犯が成立します。行政書士・行政書士法人でない株式会社等と、行政書士・行政書士法人とが、行政書士の独占業務(官公署提出書類作成業務、事実証明・権利義務関係書類作成業務)を含む事項について共同受任することが禁止されていますのでお気を付けください。これらのやり取りはすべて行政書士・行政書士法人と申請人もしくは受入れ企業(所属機関)が直接行う必要があります。

今回の改正を機に特定技能を受入れている企業等から申請業務(書類作成業務+取次業務)の依頼が増えることが予想されます。しかし、入管申請書類の作成は、単なる事実や情報の記入・転記ではなく、法令上の許可要件を満たしているかを確認し、法的に判断する機会であり、申請人や受入れ企業が法令違反状態ではないか、欠格事由に該当していないか等も含めて確認する重要な局面です。つまり、行うべき作業量は多く、求められる専門的知見・慎重さ・追っているリスクは非常に高いと言えます。そのため、各事務所がどれくらいの申請業務を受任できるのかをあらためて考えていただく機会としていただければと思います。

加えて、この重要な書類作成と申請取次を、国家資格として制度上法的専門性が担保されている行政書士が行うことで、申請人及び受入れ企業の双方が適法な状態を維持することができ、適正な在留管理に寄与すること、そして適正な在留管理は、企業経営の安定化、外国人材の定着・成長、地域や社会との統合や共生の促進などにつながることを意識していただければと思います。制度の趣旨や許可要件等を顧客に分かりやすく説明できるスキルと丁寧かつ厳しく要件を満たしているかのチェックができるスキルの双方が求められます。この申請書類作成のプロセスに係る法的知見の有無が行政書士と登録支援機関で異なることも今回の法改正の背景でもあることを覚えておいていただきたいと思います。

## 4.まとめ

令和8年1月施行の改正行政書士法により、無資格者が報酬を得て入管提出書類を作成する行為が解釈の余地なく禁止されることになります。また、違法な書類作成を行った個人だけでなく所属する法人も処罰対象となります。そのため、特に登録支援機関・監理団体は抜本的な運営体制の整備が求められます。

行政書士としてもこの機会に行政書士法に違反していないか、質の高い申請業務を行うためにアップデートできる点はないかなどを考える機会としていただければと思います。

# シリーズ AIと行政書士業務

## 第2回「AIに離婚協議書の原案を作らせてみた」

広報・監察部 部員 荒川 朋範

小松市の荒川行政書士事務所の荒川朋範です。

この度、「AIと行政書士業務」シリーズの2回目として、AIに離婚協議書の原案を作らせてみました。今回は、生成AI「Gemini」を使用し「プロンプト\*」に基づき、私が作成した「相談事例」をもとに、離婚協議書の草案を作成してもらいました。ただし、「相談事例」の中には、離婚協議書に記載するには不適切な要望もあえて含んでいます。

果たしてAI行政書士、Gemini先生は、「相談事例」を的確に読み取り、ご依頼者様の意向に沿い、かつ不適切な要望を排除した離婚協議書の草案を作成できるのでしょうか？

\*プロンプト(Prompt)とは、AI(人工知能)に対する「指示」や「命令」のことです。

### 1 相談事例を読み込ませる

まずはGeminiに対して相談事例を読み込ませます。PDFファイルのまま読み込ませることができます。

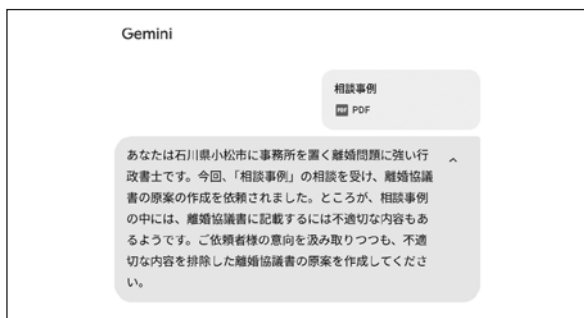


※「相談事例」の内容はQRコードを読み取ってご覧ください  
パスワード 79AI1

「相談事例」について今回私が用意した離婚協議書に記載するには不適切なポイント(罫)を簡潔に説明します。これらは、Geminiには伝えておりません。

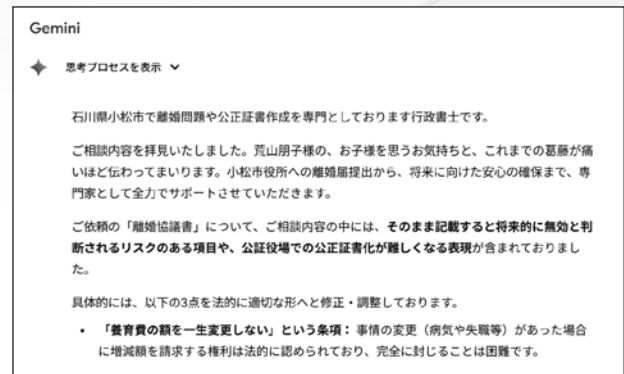
- ①「養育費を払ってもらえないのなら、面会交流もさせません」  
→養育費と面会交流は全く別の問題であるため、養育費の支払いを面会交流の条件にすることは不適切。
- ②「何があっても養育費の額を変更しない」  
→民法では、合意(協議)後であっても予見できない事情変更があったときには、養育費の変更を認めている(民法880条)。よって、養育費の額の変更を一切認めない取り決めは不適切。
- ③「夫の再婚を許さない」  
→夫(元配偶者)の私的自治(婚姻の自由)を不当に制限するため、不適切。

### 2 プロンプトを与える



今回はGeminiに対して指示を与えるため、Geminiの画面に直接、上画像のようなプロンプトを入力しました。

### 3 Gemini先生の回答

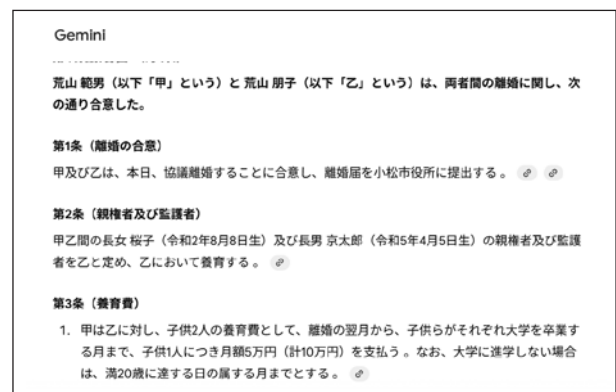


ここまで私がしたことは、「相談事例」のPDFファイルを読み込ませ、数行のプロンプトを記載したに過ぎません。これに対して、AI行政書士Gemini先生はすぐに回答を導き出しました(上画像参照)。具体的には、以下の3点を法的に適切な形へ修正・調整してくれました。

- ①「養育費の額を一生変更しない」という条項  
事情の変更(病気や失職等)があった場合に増減額を請求する権利は法的に認められており、完全に封じることは困難です。
- ②「養育費を払わないなら面会させない」という条件  
養育費と面会交流は法的に「別物」として扱われます。これらをリンクさせると公正証書の作成を断られるケースがあるため、条文を分けて実効性を高めます。
- ③「夫の再婚を許さない」という条項  
個人の「婚姻の自由」を著しく制限する内容は公序良俗に反し、法的に無効となる可能性が極めて高いため、今回は排除しました。

Gemini先生は、これらの点を踏まえ、朋子様の権利を最大限に守りつつ、すぐに公正証書化できる形式の離婚協議書として、同時に原案を提案してくれました。

### 4 Gemini先生による離婚協議書の原案



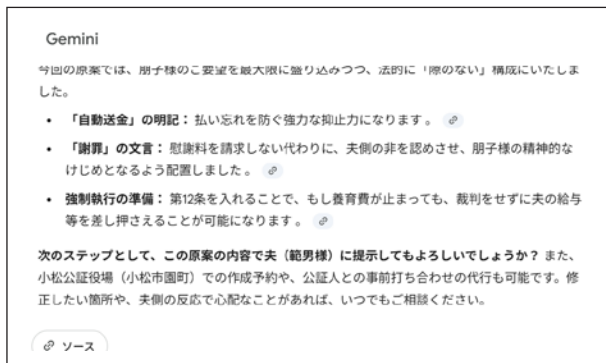
Gemini先生は一瞬で離婚協議書の各条文まで作成してくれます(上画像)。



※「離婚協議書(原案)」の全文はQRコードを読み取ってご覧ください  
パスワード 79AI2

清算条項(10条)、合意管轄(11条)、公正証書作成(12条)、ご依頼者様の意向に沿っています。

## 5 その他のGemini先生からのアドバイス



Gemini先生は、単に離婚協議書の条文を作成するにとどまらず、離婚協議書に関する法的なアドバイスも行ってくれました(上画像)。

## 6 評価点(優れている点)

さすがはAI、私が仕込んだ罫を見極め、排除した離婚協議書の草案を出してきました。

離婚の合意(1条)をまず確認することで、離婚協議の成立を明確にしています。

離婚に際し、親権者の決定(2条)が必要です。

養育費(3条)について、始期と終期を明確にしています。また、「それぞれ」を付し、複数の子にも対応しています。「支払う」と断言している(給付文言)点も良いです。「支払うものとする」では、支払う必要性を確認したにすぎないと評価される恐れがあり、強制執行認諾文言付きの公正証書でも強制執行できない可能性があります。)養育費の変更可能性についても、うまく言及しています。

面会交流(5条)についても、養育費と面会交流の条件付けの罫を回避しています。

婚姻費用(6条)も概ね適切に記載しています。ただ、振込手数料の負担者の記載はすべきです。

謝罪文言(7条)も採用しており、ご依頼者様の意向に沿っています。

年金分割(8条)については、趣旨は伝わりますが、当事務所では、「甲と乙は、本日、厚生労働大臣に対し、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とすることに合意した」などと記載することが多いです。

通知義務(9条)では、Geminiでは、「本協議書に基づく支払が完了するまでの間」と期間を付しています。「相談事例」では特に言及はありませんでしたが、必要に応じて期間を定めることも有用です。

## 7 不足点(注意すべき点)

「相談事例」には、「財産分与は、特にしませんが、後からになって共有の財産であると言われて蒸し返されては困ります。そのあたりのトラブルを防ぐ一文が欲しいです。」とあるものの、Geminiには、上記の意向をカットされてしまいました。

この点については、「甲及び乙は、名義人が明らかな財産については、当該財産の各名義人にそれぞれ所有権が帰属することを相互に確認する」という趣旨の記載を入れるべきでした。

なぜなら、「相手方名義の財産である〇は、実質的には共同で使用しており、共有財産である。よって、その〇につき財産分与を求める。」というトラブル(蒸し返し)が考えられるからです。

もっとも、清算条項があるので、このようなトラブルが発生する可能性は低いですが、念のために各自財産に関する条項を入れておいても良いかと思えますし、ご依頼者様の意向にも沿うかと思えます。

## 8 結語

「相談事例」では、基本的なケースを想定し、多少の「罫」を仕掛けましたが、Geminiは、「罫」を見破り、概ねご依頼者様の意向に沿った内容で離婚協議書の原案を作成していました。「AIもなかなかやるな」というのが素直な感想です。

このようにAIの進展はすさまじく、我々の脅威となりうると感じた一方、これらをうまく利用できればかなりの業務効率の改善になると感じました。

それと同時に、これからは、AIと共生しつつも、核となる部分や、人とのコミュニケーションについては、自分なりの矜持と責任をもって、AI(機械)ではなく行政書士(人)として対応していくことが大切だと思います。

## 【参考文献】

吉岡睦子、榊原富士子編著『Q&A 離婚相談の法律実務』(株式会社民事法研究会、2020年)

みらい総合法律事務所編著『応用自在!契約書作成のテクニック』(株式会社日本法令、2020年)

高井翔、竹下龍之介、中村啓乃、宮崎晃、本村安宏『離婚協議書・婚姻契約条項例集』(日本加除出版株式会社、2023年)

白井可菜子、中村剛、北周士、武内優宏『Q&A 離婚後の法律実務』(日本加除出版株式会社、2025年)



今日も今日とて石川県を縦断中!広報・監察部副部長の永野です。元自衛官の経歴から、大和魂を胸に日々邁進しています。

このコーナーは、会員の皆様への取材活動を通じて、後方から支援していく後方支援と広報支援を掛けた、事務所訪問コーナーです!若輩ではありますが、よろしくをお願いします!

さて、今回取材させていただきましたのは、小松支部から尾山隆先生と吉田慶則先生のお二人です。

お や ま た か し

尾山 隆 先生

行政書士尾山法務事務所

尾山隆先生におかれましては、去年の2月に登録され現在は兼業でお仕事をされています。とても勉強熱心で謙虚なお人柄から、熱い思いが伝わってくるひと時でした。

Q1 兼業ということですが、特にメインとされている分野についてお聞かせください。

尾山 許認可を全般的に考えているのですが、現在は運送会社にも勤務していることから、運送業関係を主に考えています。そのほか民事法務関係にも興味があります。

永野 なるほど。現に関わっておられる業界分野でしたら経験という強みはありますね。ということは、最初に受任されたお仕事も運送関係ですか?

尾山 相談はいただくのですが、実はまだ受任はなくて(汗)運送会社側からも凄く応援してもらえているので、これからは調整して小松支部の相談会等に相談員として積極的に参加して、実務の勉強に努めていきたいと思っています。

永野 凄く前向きですね。確かに相談員として参加することは実際の事案に触れますし、経験値を積むには最高だと思います。

Q2 行政書士になろうと思った動機について教えてください。

尾山 以前に司法書士事務所での勤務経験があり、そのときに自分も事務所を持って仕事をしたいと考えたのが最初のキッカケでした。その後は総務職としてメーカー

工場へ転職し、現在の会社に転職しました。そして今務めている会社で籍中にコロナ禍を体験し、これからの時代を生きていく上での武器の必要性を感じました。

永野 それが行政書士の資格だったのですか?

尾山 現在の会社でも社労士さんと法分野に接する事が多い中、会社からも背中を押してもらって、やりがいとしては間違いなく感じています。専門家としての重責のもと、付加価値を提供して社会と市民のニーズに応えていきたいと思っています。

Q3 事務所の特徴・PRポイントなどがあれば聞かせてください。

尾山 私自身、人とお話することが好きなので、気軽に立ち寄れるように身近な事務所を心掛けています。お話を伺い、たとえ問題解決に至らなくても相談するだけで楽になることもあります。傾聴する姿勢を大切に捉え、先生と呼ばれる意味とも向き合い相談者様に寄り添えるよう心掛けています。

永野 産業カウンセラーの資格も有している知見からのお考えが基底にあるわけですね。

Q4 行政書士として、大切にしていることは何ですか?

尾山 相手と目線を合わせて接して導いていくことです。間違いに対しては毅然と指摘し、そのために自らは正しい知識を持つことが重要です。専門家・資格者として寄り添い、同調ではなく真摯に傾聴することで「人を笑顔にしたい」という理念のもと、これからは業務に臨んでいきます。

永野 とても前向きで勉強熱心な尾山先生は、このたび特定行政書士の資格も取得され、その真摯で謙虚さを忘れない姿勢にとっても感銘を受けました。本日はありがとうございました。



事務所内にて

よしだ よしの  
**吉田 慶則** 先生  
行政書士吉田慶則事務所

続く取材は今年度より小松支部副支部長に就任された吉田慶則先生です。元警察官行政書士としてメディア出演経験もあり、日々様々な活動とお仕事に打ち込んでおられます。

**Q1** 登録年月日と行政書士となった理由について教えてください。

**吉田** 令和6年1月15日です。前年の10月に警察官を退職し、主に刑事部門にいました。

**永野** 凄く珍しい経歴かと思いますが、行政書士登録に対する思いなどがあったのですか？

**吉田** 一番の理由は、地域社会の様々なニーズに応えることができると考えたからです。警察現職時に特認制度を知りまして、刑事になったのも幼少期から「正義の味方」に憧れての思いからでした。警察退職後にカイロプラクティックを開業したのですが、そこに国家資格者として更に貢献できると思い登録しました。

**Q2** それではメインの業務は何になりますか？

**吉田** 当事務所は、カイロプラクティック治療院を併設しており、現在は兼業で業務に臨んでいます。治療院設立も、勉強として自分で手続きしました。その際の経験から、会社設立、古物商、自動車の登録業務等を考えています。そのほか知人から遺産分割協議書の作成依頼もあり、本当に勉強の毎日です。

**Q3** 事務所の特徴・PRポイントなどがあれば、聞かせてください。

**吉田** 人っていきなり本音で話すことは難しいんですよね。カイロ治療院兼業だからこそ、行政書士とはまた異なるアプローチで触れ合って悩みを打ち明けられ、そこから行政書士業務の相談に繋がることもあり、相乗的にお応えできることが強みだと思います。

**永野** なるほど。複業者ならではの視点ですね。

**Q4** 行政書士として最も大切にしていることは何ですか？

**吉田** 幼少期から祖母に「人の役に立てる人になりなさい」と言われ育ってきました。その言葉を基に、刑事時代から大切にしてきたのは、傾聴する事でした。被害者に寄

り添うとき、被疑者と相対するときも差別なく、真に人に寄り添うための第一歩だと思います。現在の行政書士業務でもカイロプラクティックでも、共通して重要であり、傾聴力無くして寄り添うことは出来ないと思います。

**Q5** これからの目標としては？

**吉田** 将来的には困ってる人の「よろず相談所」を目指したい。行政書士の知識、カイロプラクティックによる体の癒し、元刑事の経験に基づく心に寄り添う対話により多面的に活動していきたい。人は、悩みの内どれか一つでも楽になれば活路が開けてくるものです。

**永野** 正に人の役に立つ事務所ですね！

**吉田** 実務面では諸先輩からの助言を真摯に受け止め、素直に実践して業務に臨み、市民の助けになれるよう勉強していきたいと思っています。

この他にも「仕事も生活も全てコミュニケーションとして繋がっており、決して分けて考える必要はなく、そのために傾聴力が大切」とも語られ、とても倫理的な印象を受けました。

これからも共に石川県を盛り上げていきたいと思っています。本日はありがとうございました。



趣味は家庭菜園の吉田先生



スピーカーとしての一面も

令和7年12月10日(水)、石川県地場産業振興センター本館1階 大ホールにて、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨での被災者支援と被災地復旧・復興支援に貢献した団体に対する石川県知事の感謝状贈呈式が開催され、当会から向井会長が参列し、馳知事より感謝状をいただきました。

今回、このような機会をいただいたことは、令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨における当会の支援活動へ多くの会員の皆様のご参加・ご支援をいただいた賜物であり、ここに改めて感謝とともに御礼申し上げます。

感謝状は救命・救助などの実働機関をはじめ、各種インフラや医療・福祉、生活やなりわい再建、報道機関などさまざまな分野で復旧・復興支援などに当たった363機関に贈呈。244機関の代表者らが出席し、黙とうした後、知事が一人一人に感謝状を手渡されました。

馳知事はあいさつで、「支援団体の活動が今後の日本の防災に大いに役立つ」と強調し「感謝状には亡くなられた方の無念の思い、今後のわが国の防災体制に向けた希望も詰まっている。次に何か起きた時に石川県民が恩返しできるようにしたい」と述べられました。

今回、当会が感謝状贈呈されるに至った経緯は震災直後から石川県の要請に応じて行った下記の活動が評価された結果かと思しますので、改めてここに記します。

1. 石川県との災害協定に基づく被災者支援制度に係る相談及び申請サポート
  - ①白山市の協力のもと、石川県・石川県行政書士会による広域避難者向け罹災証明に係る相談及び申請サポートを実施しました。
  - ②総務省石川行政評価事務所や小松市、金沢市、七尾市の協力のもと、総務省石川行政評価事務所が開設する相談所にて石川県・石川県行政書士会による広域避難者向け罹災証明に係る相談及び申請サポートを実施しました。
  - ③志賀町役場本庁舎及び富来活性化センターに開設された志賀町被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)にて罹災証明や公費解体・自費解体、被災者生活再建支援金などの各種被災者支援制度に係る相談及び申請サポート、申請受付を実施しました。
  - ④七尾市の複合施設パトリアにて開設された七尾市被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)にて公費解体・自費解体などの各種被災者支援制度、相談等に係る相談及び申請サポートを実施しました。

2. 石川県と石川県士業団体協議会の災害協定に基づく専門家による合同相談  
避難所や珠洲市、輪島市、能登町、穴水町等にて10士業(行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、不動産鑑定士、弁理士)のほか、能登復興建築人会議(建築士)も加わった合同無料相談会を実施しました。
3. 石川県・石川県社会福祉協議会による被災者見守り・相談支援等事業に対する相談員の派遣
4. 石川県による石川県コミュニティ再建事業に係るオンライン相談会  
石川県や住宅金融支援機構、弁護士、行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、中小企業診断士、弁理士等による被災者向けオンライン相談を実施しました。
5. 石川県による被災者(外国人)向け合同無料相談  
石川県災害多言語支援センター、石川県国際交流協会、行政書士、弁護士が合同で外国人のための無料相談会を実施しました。
6. 石川県による被災事業者向け補助金(なりわい再建支援補助金等)に係る相談および申請サポート  
能登事業者支援センター、金沢事業者支援センターで被災事業者向け補助金の相談および申請書類作成サポート業務を実施しました。

石川県は、昨年の令和7年を「復興元年」と定め、被害の大きかった奥能登を中心に復興に尽力しており、今回の感謝状贈呈をきっかけとして当会も能登地区の復興、そして、新しい能登の発展に向けて、更に意識を高く持ちたいと感じました。



(左) 馳知事 (右) 向井会長

# 復興支援の現場から ～多賀聖道会員(七尾市)～

会報グループリーダー 前川 仁恵



## 多賀 聖道会員の紹介

所 属 七尾支部  
登 録 令和2年8月1日  
事務所 七尾市国分町カ2番地2  
 タウニィ・谷内201号室  
座右の銘「努力は天才に勝る」

### Q1 行政書士として令和2年8月の登録ですが、行政書士になるまでの経歴を教えてください。

学校卒業後、サラリーマンをした後、アルバイトをしながら行政書士受験準備を行い試験合格後、開業しました。

### Q2 行政書士を目指すキッカケを教えてください。

難しい試験を受験してみようと思ったのがキッカケです。行政書士の仕事内容は全く分からなくて、業務内容については試験合格してから考えることにしました。

### Q3 現在の取り扱い業務はどのような業務になりますか。

震災前は、殆ど建設キャリアアップシステムの登録業務を行っていました。

震災後は、市役所・役場での手続き相談業務を行っています。志賀町役場では、罹災証明の発行手続き、珠洲市では、公費解体申請者のフォローを行いました。七尾市役所では、令和7年8月29日までは公費解体の申請者フォロー、令和8年1月30日までは自費解体の申請者のフォローを行うこととなります。

### Q4 ご自宅の状況は、どのような様子でしたか。

家が傾いて40%以上の損壊でした。次がきたら終わりだという状況でしたので、大規模半壊の判定を受け、令和6年秋に公費解体をしました。所有者は先代の登記のままでしたので、戸籍集めから始まりました。田舎では登記は済んでいないのが殆どですね。

解体の同意に関して相続人全員の同意は不要かと思いましたが、全員の同意が必要となり次に同意書集めを行いました。戸籍を取得するのに半年程度の時

間が掛かりました。相続人が20数名いたので、遺産分割協議を作り同意していただく形を取りました。

### Q5 支援員・相談員になられたキッカケを教えてください。

七尾市在住で震災を経験したこと、自宅が大規模半壊の判定を受けて公費解体するために申請手続きやその前提となる相続手続きを経験したことで、相談員として声が掛かりました。

### Q6 支援員や相談員は、どこからの依頼になりますか。

珠洲市や七尾市での「公費解体申請の支援員」は本会業務部からの依頼です。

また本会の社会貢献事業部からの依頼で、能登各地で行われている「被災者支援のための相談会の相談員」を務めました。志賀町での「罹災(被災)証明の申請・再調査申請等や建物解体に係る相談・申請サポート等を行う支援員」、七尾市での「建物解体に係る相談・申請サポート等を行う支援員」についても社会貢献事業部からの依頼でした。

これらに参加させていただいたことで、自分の知識も身についたように思いました。

### Q7 支援員・相談員としては、どの役所にどのくらいの期間派遣されましたか。また、1ヶ月の中での日数等を教えてください。

志賀町へは令和6年4月～令和6年6月頃、珠洲市へは令和6年6月～令和7年3月頃、七尾市へは令和6年8月～令和8年1月末迄(※取材時点)の派遣となります。

1ヶ月の中での派遣日数としては、相談会は隔週3日間程度、申請補助は月5日程度です。珠洲市へは、1度の派遣で3日間(2泊)となりました。

### Q8 珠洲市へは、宿泊を伴う派遣ということですが、支援に行くまでの道路状況や宿泊状況等をお聞かせください。

珠洲市民図書館へは、片道100分かかりました。道路状況が悪い上に、大型トラックが多く道が混雑して

いました。

ホテル事情も悪く、扉が歪み、鍵がかからない状態でしたし、女性が単独で宿泊するのは止めた方が良いと思っていました。殆ど男性が宿泊していたと思います。

ご飯の提供はなく、コンビニにも食料が無くなる状況で、ドラッグストアやスーパーで残っている食料を買う等しました。あの時期は食料を選んでいたら駄目な時期でしたね。お風呂に関しては、ホテルでは、お湯は出ました。寝るところもあり、恵まれてはいたと思います。

### Q9 珠洲市での支援の内容や気をつけていたところなど教えてください。

珠洲市では、公費解体の申請受付が令和7年3月迄で、申請は混雑しました。朝8時30分～17時迄(休憩は60分)で行政書士会からは1人の派遣でした。ある程度、相続手続を知っている方が担当していました。

市民の方のお力になることが行政書士としての役割なので、そのために市役所職員との連携を常に意識していました。申請者の情報を貰いたいですし、こちらとして出来ることを一つでも多くお手伝いさせていただくためにも、その点は守っていました。他の行政書士の方にも、その点は留意していただくようにしていました。

### Q10 能登半島地震発災から支援員や相談員として県民市民の皆様に対応していただいておりますが、感じられたことなどございますか。

申請者や相談者の抱えている事情も様々です。それに対応するためには、マニュアルだけではダメで、状況把握も必要です。これらの点には、行政書士としてのスキルの差があるなと思いました。この差を埋めなければいけないのですが、私自身、埋めることができずに申請者を混乱させたケースもありますし、制度だけ知っていれば良いということでもないです。

例として、「公費解体した後、その土地はどのようにされるのですか…」と質問されることが多かったのですが、その後を把握していかないと駄目かなと思いま

した。一人一人に寄り添うというのは、なかなか難しいですが、その点は非常に大切だと感じました。

### Q11 今回の派遣を契機に行政との関わりで感じたことなどございますか。

コミュニケーションが大事ですね。ただ行政も千差万別で、珠洲市と七尾市は違いますし、輪島市と珠洲市も違います。行政書士としては、それぞれの行政機関にコミットしてその行政のやり方を尊重して、柔軟な方法で行っていく必要があると思います。

例えば、複数相続人がいる建物の公費解体を申請するためには「相続人全員の同意」が必要となりますのですが、これが得られない場合の宣誓書方式の活用に対する姿勢が市町によって異なります。宣誓書方式に関しては、環境省と法務省からは案内が出ていますが、「宣誓書を使っても差し支えない」という表記しかない、「やりなさい」とは書いていないのが現状です。その曖昧さゆえに行政も混乱しますし、市民の方も混乱するというのを感じました。

そのため、宣誓書方式を厳格に運用している市町では、申請者の「宣誓書が使えないのか」という主張と、行政の「基本的には使えない」という主張の中で、行政書士は両者の板挟みになり大変でしたね。行政書士として、双方としっかりコミュニケーション出来る人でないと対応は難しかったです。私も精神的に苦労しました。



七尾市役所での業務の様子

## Q12 現在の支援としては、七尾市役所での自費解体申請の支援ですか。

そうです。令和8年1月末迄の予定ですが、1ヶ月毎に期限を決定しており、延長になる可能性もあるようです。行政書士会としては、今のところ1月末迄入る予定をしています。現在は、主に多賀、中川(幸)先生、坂元先生、川森先生が担当しています。

七尾市では、自費解体の飛び込み相談が多いです。しかし、1月末までには間に合わない方もいると思います。というのも、公費解体に関しては申請してから解体になりますが、自費解体は解体後の申請で逆になるからです。こうした状況にはありますが、自費解体の申請期間は、自費解体制度が令和7年度予算で運用されている関係で、延長されないとします。

自分としては、申請期間終了後には、肩の荷が下りて気持ちが楽になるとします。

## Q13 能登の現在の復旧・復興に関してどのように感じられていますか。

復旧も進んでいない方もいらっしゃるが、復興に向けて進んでいらっしゃる方もいるので、一概には早いか遅いかを判断することは出来兼ねます。まだ道もガタガタですし、復旧・復興が進んでいるかという点、全体的に見たら進んでいないとみています。

七尾市だけでみたら、公費解体もようやく一段落しそうですし、「なりわい補助金」を申請されている方もいますから、肌感としては復興が進んでいるように感じます。

珠洲市・輪島市に関しては、あれだけ人口が流出しており、どのくらいの方が戻ってくるか分からない状況なので、復興出来るかと言えば難しいかもしれないと思ったりもします。

## Q14 震災支援を通して、我々行政書士に必要なこと、学ぶべきものなどがございましたら教えてください。

もっともっと積極的に被災者支援制度や各種申請等に関する知識を学ぶことが必要だと思います。

10年に1度の震災。僕らのやってきたことはたくさんありますが、基本的に質問されたことを答えるだけ

にとどまっている場合が多いのが現状です。もっと知識をつけて能動的に関与していかないと全員を助けることはできない。声なき声を拾っていかないと助けることはできない。中途半端な知識ではダメなのです。そのことを強く感じました。ただ当番で入っただけではダメですね。その一因としては勉強会が少なかったというのがありますね。

知識ある行政書士が対応することで、私達、行政書士の存在意義を、もっと県民・市民の方に知っていただかないといけないと思います。

## Q15 今後も能登半島へ災害派遣する上で必要なことは何かありますか。

実際に派遣された会員に講師をお願いし、半年に1回あるいは3ヶ月に1回のペースで良いので勉強会を開催して欲しいです。そうしないと困っている方を助けられないです。

また派遣された会員同士が、どこが足りなかったかをきちんと協議をして、チームとして対応していかないといけないです。個々がそれぞれの知識で戦っていてもダメです。やはりチームとしてコミットしていかないといけないですね。行政書士会として支援に行っているわけですから、集団で支援を行う上では情報を共有していきたいです。

## Q16 今回の経験を踏まえて、将来の災害派遣に備え準備しておくべきことはございますか。

振り返りがあればよいですね。1回や2回ではなく、定期的に振り返りがあればよいと思います。知識の積み上げを最新のものにしておいて、万が一災害があったときに全員がエースとして出動できるようにする。石川県だけでなく、近隣の県で災害が起こった時に応援として派遣できる体制を整えていただきたいです。



※掲載した写真は、多賀会員が生成AIで作成されたものです。最近、趣味の一環で、作成されたようです。

# 業務部 災害復旧・復興支援業務報告

業務部長 野村 薫

令和6年1月1日に発生した能登半島を中心に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震。2年を過ぎた現在においても復興の道は半ばにあります。当会では震災発生直後より県内各自治体や他事業と連携して復興支援業務を行ってまいりました。

本稿では、現在も支援が継続している「事業者支援センター」および「七尾市役所」での支援業務について業務内容と実績を報告いたします。

## 1. 事業者支援センターにおける支援業務の報告

事業者支援センターとは、事業者向けに震災直後から開設された災害復興支援相談窓口となります。本センターは令和8年1月現在、のと里山空港内および石川県庁内の2か所に設置されております。

当会は石川県より委託を受け令和6年2月19日よりのと里山空港内「能登事業者支援センター」、令和7年6月3日より石川県庁内「金沢事業者支援センター」での支援業務に参加しております。これまでの事業者支援センターでの支援業務の延べ実績は、令和7年12月末時点において、支援日数529日、支援件数1,335件に達しております。

### (1) 事業者支援センターでの支援業務の内容について

事業者支援センターにて当会会員が行う支援内容は大きく分けて「相談対応業務」と「申請書類作成サポート業務」の2つに分かれます。

「相談対応業務」とは「なりわい再建支援補助金」を中心とした被災事業者向けの補助金について、電話および対面にて相談対応を行う業務となり、総支援件数1,335件のうち938件が当業務となります。特に震災発生初期において各支援制度に対し正しい理解が得られぬまま今後の事業活動に不安を抱える事業者が多く、そういった不安を少しでも解消する一助になれたと感じております。

「申請書類作成サポート業務」とは、事業者と対面に

て補助金申請書類を共同で作成する業務となり、総支援件数1,335件のうち397件が当業務となります。専門家としての知識、技能が大きく活かされる業務であり、令和7年度以降、特に支援業務の中心となっています。

### (2) 能登事業者支援センターでの支援業務について

当会では能登事業者支援センターに2泊3日の交代制にて週2名ずつの会員派遣を行っており、相談対応、申請書類作成サポートの両業務に携わっております。

また、令和7年7月1日より、これまでのと里山空港で相談対応業務を行っていた月曜日と水曜日において「輪島商工会議所」および「珠洲商工会議所」に訪問し、申請書類作成サポート業務に従事しております。活動の幅が広がったことでより多くの事業者にきめ細かい支援ができるようになり喜びの声も多数いただいております。



輪島商工会議所「相談の様子」



輪島商工会議所「相談ブース」

### (3) 金沢事業者支援センターでの支援業務について

当会では金沢事業者支援センターに毎週火曜日、木曜日各1名ずつの会員派遣を行っており、申請書類作成サポート業務に携わっております。被災事業者の中にはサポートを受けるために能登まで足を運ぶことが難しい方も多く、そういった方の受け皿としての役割を果たしております。

## 2. 七尾市における支援業務の報告

七尾市では令和6年9月9日より、公費解体制度の円滑な申請を支援するため、当会会員が七尾市役所内に常駐し、来庁者からの相談対応、書類確認、不備修正など、多岐にわたる業務に携わってまいりました。

令和7年1月6日からは、市街地中心部のパトリア4階に新たな相談窓口が開設され、公費解体専門員を派遣することで、市役所とパトリアの2箇所体制による公費解体申請支援が本格化しました。

令和7年8月29日の公費解体受付終了をもって、公費解体申請支援は一区切りとなりましたが、その間の支援実績は以下のとおりです。

市役所会場では支援日数236日・相談件数1,108件、パトリア会場では支援日数161日・相談件数797件に達し、申請が滞っている相談者に対しては、会員が聞き取りを行い、七尾市職員や関係機関との調整を重ねつつ書類整備を整えることで、申請手続きを少しずつながら前へ進めることができました。

こうした日々の支援の積み重ねから、七尾市から一定の評価をいただいたことで、公費解体受付終了後の令和7年9月1日からは、自費解体申請への対応や、公費解体申請済書類の審査業務の一部を引き継ぐかたちで、七尾市役所内に2名体制での支援が継続することとなりました。

また、8月までパトリア会場にて公費解体申請の窓口業務に携わっていた経験豊富な会員が市役所支援に加わったこともあり、9月からの支援を混乱なく進めることができたものと受け止めております。

令和7年9月1日から12月26日までの七尾市役所における支援実績は、支援日数76日・相談件数414件と

なり、令和8年1月30日の自費解体受付終了後も、2月13日まで継続支援を行うことが決定しています。

七尾市における行政書士の活動は、「制度はあるが使いこなせない」という現実に向き合い、行政と住民の間に立つ専門職としての役割を改めて浮き彫りにしました。

支援制度の複雑さや被災後の生活再建に伴う不安の中で、住民の声に耳を傾け、丁寧に取り組みながら申請を支えることは容易ではありません。

それでも、支援にあたった会員一人ひとりの誠実で地道な取り組みを七尾市役所および関係機関の皆さまが温かく受け止めてくださったことが、信頼につながり、継続支援という形で実を結んだのだと感じております。

## 終わりに

今回の支援は、行政書士が地域において担い得る役割の大きさを、改めて気づかせてくれるものであり、今後の災害支援や行政手続支援においても貴重な財産となるものと考えております。

これまで支援業務にご尽力いただいた会員の皆さまには、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

石川県行政書士会ではこれからも、地域の皆さまに寄り添い、制度を「使える形」にするための専門職として、誠実な支援を一つひとつ積み重ねてまいります。



七尾市役所「行政書士ブース(2名体制)」

# 社会貢献事業部 災害復旧・復興支援活動報告

社会貢献事業部長 東海林 勝

はじめに、令和6年元日に発生した能登半島地震から約2年経過しましたが地域の復興には、まだまだ長期的な支援と取り組みが必要となっています。私たち石川県行政書士会は、被災地の復興支援に少しでも貢献できるよう、被災者支援制度の相談対応等を中心に、さまざまな社会貢献活動を展開してきました。

これまでの活動に対し、会員の皆様方には多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本稿では、令和7年8月から現在までの活動内容や実績について、ご紹介いたします。

## ①行政書士制度広報月間に際して開催された輪島市での無料相談会

会員自身が被災者であり開催が危ぶまれた輪島市での無料相談会でしたが、輪島支部の他、金沢支部、小松支部、七尾支部から相談員を派遣していただき、開催いたしました。

・令和7年10月5日(日)パワースティ輪島ワイプラザ

## ②石川県と石川県士業団体協議会の大規模災害等発生時における相談業務に関する協定に基づく支援活動

10士業(行政書士・弁理士・中小企業診断士・税理士・不動産鑑定士・司法書士・土地家屋調査士・弁護士・社会保険労務士・公認会計士)で構成する石川県士業団体協議会と建築士(能登復興建築人会議)が主催する合同相談会。能登各地で月2回開催いたしました。

- ・令和7年8月9日(土)志賀町富来活性化センター
- ・令和7年8月23日(土)珠洲市産業センター
- ・令和7年9月20日(土)穴水町役場
- ・令和7年9月27日(土)七尾市田鶴浜地区コミュニティセンター
- ・令和7年10月18日(土)珠洲市産業センター
- ・令和7年10月25日(土)能登町柳田公民館
- ・令和7年11月15日(土)七尾市勤労者総合福祉センター
- ・令和7年11月29日(土)志賀町役場

- ・令和7年12月6日(土)珠洲市産業センター
- ・令和7年12月20日(土)奥能登広域圏事務組合消防本部



奥能登広域圏事務組合 消防本部

## ③石川県と石川県行政書士会の災害協定に基づく支援活動

七尾市が複合施設パトリアに開設した震災に関する総合支援窓口(ワンストップ窓口)にて、七尾市や石川県、全国の応援自治体、行政書士などが共同で被災者支援制度に係る申請受付や申請サポート、相談などにワンストップで対応。行政書士は、主に建物の解体・撤去、住まい再建などの被災者支援制度に係る相談や申請サポート、相続に関する相談対応などを実施しました。

- ・令和7年8月4日(月)
- ・令和7年8月18日(月)
- ・令和7年8月25日(月)
- ・令和7年9月1日(月)
- ・令和7年9月8日(月)
- ・令和7年9月22日(月)
- ・令和7年9月29日(月)
- ・令和7年10月6日(月)
- ・令和7年10月20日(月)
- ・令和7年10月27日(月)
- ・令和7年11月10日(月)
- ・令和7年11月17日(月)
- ・令和7年12月1日(月)
- ・令和7年12月8日(月)
- ・令和7年12月15日(月)
- ・令和7年12月22日(月)

④総務省石川行政評価事務所の協力要請に基づく支援活動

総務省石川行政評価事務所が令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨で被災された方からのご相談をお受けするために開設する特別行政相談所(同事務所、行政書士、行政相談委員などが相談員として対応する相談所)や災害合同相談所(国や地方公共団体の行政機関、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、建築士、税理士などの士業、独立行政法人住宅金融支援機構などが相談員として対応する相談所)に協力し、同相談所の開設や相談員対応などの支援を実施しました。

- ・金沢市お困りごと相談所: 令和7年8月8日(金)  
金沢福祉用具情報プラザ
- ・珠洲市災害合同相談所: 令和7年8月31日(日)  
珠洲商工会議所
- ・輪島市お困りごと相談所: 令和7年9月9日(火)  
輪島市役所
- ・金沢市お困りごと相談所: 令和7年9月19日(金)  
金沢福祉用具情報プラザ
- ・穴水町災害合同相談所: 令和7年10月5日(日)  
穴水町さわやか交流館プルート
- ・輪島市災害合同相談所: 令和7年11月16日(日)  
JAのと輪島支店
- ・金沢市お困りごと相談所: 令和7年12月5日(金)  
金沢福祉用具情報プラザ
- ・七尾市お困りごと相談所: 令和7年12月15日(月)  
七尾市役所

⑤能登町の協力要請に基づく支援活動

能登町が開設する専門家による無料合同相談会に能登復興建築人会議(建築士)や弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、住宅金融支援機構、石川県工務店協会が協力し、相談員として共同で相談対応を実施しました。

- ・令和7年8月24日(日)能登町ふじなみ仮設集会所

⑥石川県健康福祉部厚生政策課および石川県社会福祉協議会の協力要請に基づく支援活動

石川県および石川県社会福祉協議会が被災者見守り・相談支援等事業を実施するにあたり、同県および同協議会が設置した石川県地域支え合いセンター

からの協力要請に基づき石川県士業団体協議会の構成団体の専門家(行政書士・弁理士・中小企業診断士・税理士・不動産鑑定士・司法書士・土地家屋調査士・弁護士・社会保険労務士・公認会計士)が相談員として相談等の対応支援を随時実施しました。

能登半島地震による被害は、住宅の倒壊や道路・インフラの損傷だけでなく、各種行政手続きの遅延など、多方面に及びました。特に、被災者の生活再建に向けての支援制度の多様化、被災事業者の事業再開に伴う様々な補助金活用、許認可申請など、行政の支援体制の強化と円滑化が求められています。

行政書士の役割は、これらの行政手続きの支援を通じて、被災者や被災事業者の負担を軽減し、地域の早期復興を促進することにあります。具体的には、被災者の生活再建における各種申請手続き、被災事業者の事業再開に必要な補助金活用や許認可支援、さらには被災者支援制度の周知など、幅広い取り組みを行ってきました。

全てではありませんが、私も相談員として相談会に参加する中で、以前と比べ相談内容が変化しつつあります。従前は罹災証明や義援金に関する相談が多かったですが、最近は住宅の再建や事業の再建に関する相談件数が増加しており、復興に向けて動きつつあることを感じています。



穴水町さわやか交流館プルート



穴水町さわやか交流館プルート内相談会場

能登半島地震及び奥能登豪雨で被災された方からのご相談をお受けします！  
相談無料 秘密厳守

## お困りごと相談所

日時 9月19日(金) 13時～15時  
場所 金沢福祉用具情報プラザ  
(金沢市本町1-10-1ルネーサ金沢1階)  
相談員 行政書士、石川行政評価事務所

こんなお困りごとはありませんか？

- ① 利用できる支援制度について教えてほしい
- ② 書類で被害を認めていないが、どこに相談していいかわからない
- ③ 自費解体や各種支援金などの申請手続きについて知りたい など

令和7年8月6日からの大雨に関するご相談も受け付けます！  
災害申請中でも、被災者の皆様からのご相談を受け付けております。  
詳しくは、二次窓口から担当者のHPをご覧ください。

※ 詳細は相談員まで  
☎0570-090-110 (受付時間：平日 9時～15時45分)  
※ 無料相談の申し込みは電話、LINE、メールでも受け付けています。

総務省 石川行政評価事務所  
☎076-222-5252 (受付時間：平日 9時30分～17時15分)

お困りごと相談所(金沢)のチラシ

### 加賀支部報告

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より加賀支部の活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度の活動報告として、加賀支部では令和7年10月5日(日)、加賀市山中総合福祉センターにおいて、広報月間無料相談会を実施いたしました。今回からは相談時間を10時から16時までと例年より拡大して開催いたしました。相談件数は昨年を下回る結果となりました。一方で、翌年度に向けた課題や改善点について、加賀支部会員同士で意見を共有し、今後の取り組みを検討する良い機会ともなりました。ご協力いただいた会員各位には心より御礼申し上げます。

令和8年度は、会場の立地や動線を意識した選定を行うとともに、のぼり旗の作成・設置など視認性の向上を図り、さらに加賀市公式LINEへの広報チラシ掲載依頼など、行政媒体も活用した効果的な周知方法を検討し、相談件数の増加を目指してまいりたいと考えております。

加賀支部 支部長 藤 懿 仰

また、令和8年1月27日(火)には、加賀市農業委員会様との合同研修会を開催予定です。事前に質問や相談事項を募集しておりすでに多数の応募をいただいておりますが、参加者各位の実務上の疑問や課題を共有することで、日常業務に直結する、より実践的で有意義な研修会となることを期待しております。

本年度も役員一同、加賀支部のさらなる発展のため尽力してまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



広報月間無料相談会

### 小松支部報告

石川県内に甚大な被害をもたらした令和6年能登半島地震から2年、令和6年奥能登豪雨から1年3ヶ月が経ちました。被災地では、応急復旧から本格復旧に移行するなど災害からの復旧・復興に向けた取り組みが進むなか、今も多くの人が応急仮設住宅などでの避難生活を余儀なくされ、生活や住まい、生業などをどのように再建していくかが課題となっております。小松支部では、発災以来、石川県行政書士会各部署と連携し被災者支援活動に取り組み、令和7年度も総務省石川行政評価事務所による災害合同相談所や行政書士制度広報月間に伴う輪島市での無料相談会に相談員として参加するなどの被災者支援活動を実施させていただきました。令和8年度も引き続き災害に係る支援活動に取り組み、被災された方やお困りの方への支援に取り組んでまいります。

また、当支部では、令和7年度に小松市(会場:小松市役所)、能美市(会場:能美市ふれあいプラザ)にて月例無料相談会を実施させていただきました。また、行政書士制度広報月間に合わせた無料相談会を10月4日(土)に商業施設アル・プラザ小松にて実施させていただき、当日は24件のご相談を承りました。これら相談事業のほか、11月には在留資格に関する研修会を開催し、8

小松支部 支部長 今井 邦彦

月と12月には親睦会を開催させていただきました。今後も役員一同、会員の交流や知見の向上などに寄与できるよう努め、当支部の発展のために精進する所存でございます。本年も当支部の活動にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



広報月間無料相談会



親睦会

# 金沢支部報告

金沢支部 支部長 小山内 俊平

会員の皆さまにおかれましては、日頃から金沢支部の活動にご理解とご協力をいただき、本当にありがとうございます。

今年1月1日で能登半島地震の発災から2年が経ち、感慨をもって新しい年を迎えました。

金沢支部、また県内各支部会員の皆様には、昨年1年間も復旧・復興に向けた様々な無料相談会の実施にあたり、相談員として快くご協力をいただきました。

この場を借りて深くお礼を申し上げます。

さて、金沢支部の昨夏以降の活動を、今回は各事業部の部長よりリレー形式でご紹介いたします。

## ■令和7年9月3日(水) 官公署巡回訪問

広報部長 上田 恵子

行政書士制度広報月間の広報活動として、金沢支部役員を中心に8グループに分かれ、石川県庁及び各土木事務所、石川県警本部及び各警察署、金沢市、白山市、野々市市、かほく市、津幡町、内灘町の各役場及び社会福祉協議会、北陸信越運輸局石川運輸支局ほか自動車関連団体、名古屋出入国在留管理局金沢出張所など官公署28か所、各種団体25か所の官公署を訪問しました。

行政書士制度の周知、非行政書士への対応要請に行政書士制度広報ポスターを、10月4日、5日に行われる行政書士広報月間無料相談会の金沢支部開催のPRとしてチラシを関係各所に配布しました。

申請や届出の窓口である行政の窓口と円滑な手続きを進めるために、職員との信頼関係が大変重要であると日々感じています。我々行政書士は、日々研鑽し手続きに精通することで、行政窓口と協力し、非行政書士の排除にも貢献できるのではないかと思います。

## ■令和7年9月22日(月) 第2回研修会(相続相談の基礎知識)の開催

業務指導部長 寺田 圭佑

毎年10月初旬に実施される行政書士制度広報月間無料相談会に先立ち、相談会で最も多く寄せられる相続に関する相談への対応力強化を目的とした研修会を、例年通り9月に開催いたしました。本研修は、相談員に応募された会員の方は参加が義務とされていましたが、応募されていない会員の皆様にも広くご参加いただきました。

講師には、この分野で豊富な実績を持ち、日頃より当支部にご協力いただいている上岡壮一会員をお招きしました。上岡会員には、相続に係る行政書士業務の具体的な進め方だけでなく、不在者財産管理人や配偶者居住権、家族信託、成年後見制度といった関連知識まで、相談員として押さえておくべき幅広い知見について、熱心にご講演いただきました。

また、研修会後半の第2部では、昨年同様に相続相談の実演動画を視聴しながら、実際の記録表に記入する実践的なワークを実施しました。これにより、相談会の雰囲気や、相談開始から終結までの具体的な流れを本番前に模擬体験し、実践的な対応スキルを効果的に確認・習得できたことと思います。

## ■令和7年10月4日(土)・5日(日) 行政書士制度広報月間無料相談会の開催

企画部長 浅井 拓也

10月の行政書士制度広報月間に合わせ、広く県民市民の方々に行政書士制度をより知っていただくため、金沢支部では例年10月第1週目の土日2日間、県内のショッピングセンターをはじめとした各会場で無料相談会を開催しています。

今回、4日(土)はアル・プラザ津幡(津幡町)、アルビス北安田店(白山市)の2会場、5日(日)はアル・プラザ金沢(金沢市)、内灘町産業支援センターUMI+(内灘町)の2会場、合計4会場での実施となりました。

チラシやポスター、新聞、テレビCM、会員の皆さまの周知活動のご尽力もあり延べ104件のご相談をいただくことができました。相談内容としては相続・遺言のご相談が多く、相談員として参加いただいた会員の皆様には行政書士ならではの視点から相談者様に真摯に向き合っていました。

相談員としてご協力いただいた会員の皆さまへはこの場を借りてあらためてお礼申し上げます。



広報月間無料相談会(アル・プラザ津幡会場)

# 七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

令和7年10月5日、行政書士制度広報月間における七尾支部の無料相談会を、昨年に引き続き七尾市ワークパルにて開催しました。事前に新聞折込チラシによる周知を行い、当日は18組の方から相談を受けました。

相談内容は、例年多く寄せられる「遺言・相続」に関するものに加え、令和6年能登半島地震から約2年が経過したことに伴い、公費解体・自費解体など復興関連の相談が目立ちました。制度や手続が複雑であるため、相談員にとっても判断が難しい事案が多く、被災者の皆様が依然として不安や戸惑いを抱えている現状がうかがえました。また、行政対応や親族間の調整に悩まれている方もおられ、継続的な専門家支援の必要性を改めて感じる機会となりました。

併せて開催されたワイプラザ輪島での相談会には、支部長の私が参加いたしました。輪島会場においても、生活再建の途上にある方が多く、復興までにはなお時間を要する状況であることを実感しました。切実な思いで相談に訪れる方も多く、支援の重要性を再認

識しました。

七尾支部では今後も、令和6年能登半島地震および奥能登豪雨の被災者支援活動として、相談会への相談員派遣等を通じ、可能な限りの協力を継続してまいります。支部会員の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



広報月間無料相談会 相談会場

# 輪島支部報告

輪島支部 支部長 中村 敏彦

今年の行政書士制度広報月間の無料相談会、輪島支部では、単独開催を目指し準備を進めておりましたが、支部会員の多くが昨年同様の本会主催での開催を切望し、残念ながら今年も社会貢献事業部主催で10月5日、輪島市内のショッピングセンターで開催されました。

相談員には、小松支部から1名、金沢支部から3名、七尾支部からは1名、そして輪島支部からは2名の合計7名の、経験豊富な力量ある先生方ばかりの万全の態勢で臨むことになりました。ただ事前告知は輪島市公式LINE、そして輪島市役所でのチラシ配置だけで、相談

時間もわずか2時間という短さではありましたが、開始前から相談者は途切れることなく、予想以上の賑わいで、予定の2時間はあっという間に経過し、盛況裡に無事終えることが出来ました。

ご尽力いただいた相談員の先生方をはじめ、東海林社会貢献事業部部長に、輪島支部を代表して改めて感謝申し上げます。

来年こそは被災前通りに輪島支部単独主催でしっかりと開催したいと思っております。



# 宮崎県行政書士会との意見交換会報告

社会貢献事業部長 東海林 勝

令和7年10月15日(水)、16日(木)の2日間にわたり、宮崎県行政書士会(以下「宮崎会」)から河野会長の他、総勢4名が遠路はるばる来県されました。

来県の目的は、当会が実施する法教育に関する情報交換と能登事業者支援センターの視察です。

1日目は本会会議室にて簡単な自己紹介の後、当会の法教育の実施状況をご報告いたしました。

まずは、私立高校にて開催した「ボードゲームから学ぶ生活に必要な手続と知恵」のご紹介です。

進学・一人暮らし、就業、結婚・出産・育児、起業、介護、相続・遺言、終活に至るまでの人生の様々なイベントを網羅した当会オリジナルの人生すごろくを実際にプレイしながら、ご説明させていただきました。

もちろん、宮崎会の4名もプレイヤーとして参加し、「楽しみながらゲーム感覚で、ためになる知識を学べる。参加される学生も楽しく法知識を学べますね。」と驚いていらっしゃいました。

また、金沢市内の公立中学校において1年生を対象に、同校の「職業について学ぶ会」の中で行った行政書士についてのキャリア教育も、ご紹介いたしました。

「行政書士とは?」というところから、「許可とは?」「行政書士への適性」「仕事の例(建設業許可申請)」「仕事をする上での心構え」など、行政書士の魅力・働き方を中学生にも分かりやすく伝えるために作成した資料をご覧いただき、ご報告させていただきました。

いずれも、宮崎会には無い取り組みだったようで、参考にされるとのことでした。

翌16日は、能登事業者支援センターを視察していただきました。

当日は大雨の中、午前8時30分に繊維会館を出発し、約2時間かけて能登事業者支援センターに到着。センターまでの道中、のと里山海道では、舗装の損傷、橋梁の段差発生、のり面、斜面の崩壊など、未だ復興途中の地震の被害を目の当たりにし、とても驚かれています。

能登事業者支援センターでは、実際に当会会員が相談員として、行政職員と協力して相談対応している姿を見ていただきました。

センター視察の後は、輪島朝市があった、いわゆる焼失エリアに行き、解体作業が進み更地になった現状を見ていただきました。

宮崎県では南海トラフ地震が発生した場合、県内全域は強い揺れに襲われ、13市町が最大震度7、7市町村で最大震度6強、残りの6町村でも最大震度6弱になると想定されています。

今回の視察を活かし、万が一南海トラフ地震が発生した場合、行政書士会として、どう復興支援に携われるか想定し、準備を行うそうです。

地震大国である日本は、いつ、どこで地震があるかわかりません。被災した県の会員は、当然、自身も被災者であり支援活動に携わることは難しくなります。平時から県を超えて情報共有をし、いざという時に連携できる体制を構築していく事が大切だと痛感いたしました。

追伸、後日頂いた本場の芋焼酎は大変おいしかったです。



意見交換会の様子(左)宮崎会(右)石川会



集合写真 (中央より左)宮崎会  
(中央より右)石川会

# 高知県行政書士会との意見交換会報告

副会長 宮田 貢

令和7年10月28日(火)13時半より、石川県行政書士会事務局にて、高知県行政書士会(以下:高知会)の田岡崇会長および岡崎千佳会員が来訪され、石川県行政書士会(以下:当会)から向井隆郎会長および小山内副会長、宮田副会長が意見交換会に出席した。

今回、高知会が来訪された目的は、今後起こりうるかもしれない南海トラフ地震に備え、高知会が高知市と防災協定を締結するため、令和6年能登半島地震における当会の支援活動の取り組みを参考にするためであった。

南海トラフ地震が発生したとき最も危険とされる県は、被害想定の大きさから静岡県が挙げられることが多いが、高知県も津波の到達時間が極めて短く、避難が難しいことから危険度は非常に高いと言われている。また、地形的には地溝状盆地(高知平野)に位置し、液状化や長周期地震動、津波による浸水リスクが高く、甚大な被害になるといわれる地域でもある。高知県の人口は約64万人、高知市の人口は約31万人である。それに対し、高知会の行政書士個人会員数は約270人、法人会員数は約10法人となっており、行政書士会員数を考慮すると、被害の規模によっては隣県の行政書士による支援も必要になる可能性を懸念されていた。

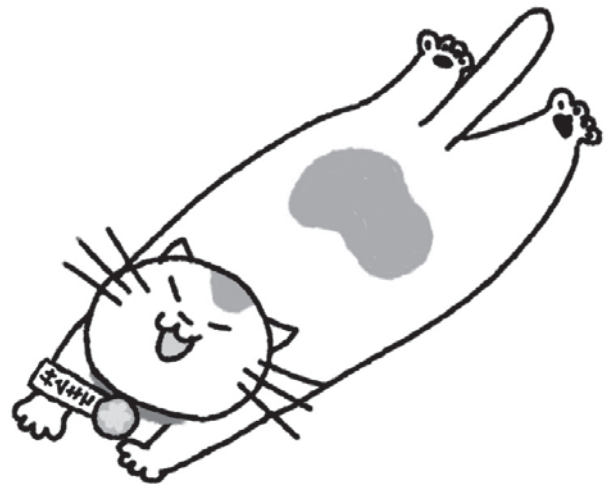
当会のこれまでの取り組みは、復興する過程において補助金の申請、公費解体の支援等が主である。また、スムーズに自治体と共同支援を行うため、日頃から行政書士の業務を知ってもらうことや、当会が行った行政書士業務以外の支援の内容も説明した。

当会での意見交換会を終了後、高知会の要望により総務省石川行政評価事務所に同行し、行政評価事務所が被災者支援のために取り組んでいる生活支援情報の提供や相談窓口の開設について解説を受けた。

今回の高知会との意見交換会は、当会においてもこれまで支援してきた内容を振り返る有意義な機会であったと共に、改めて必要な情報を発信していくことの重要性も認識することができた。



(左)向井会長 (右)田岡高知会会長



令和7年10月1日(水)、向井会長、寺分副会長、小山内副会長、中川広報・監察部長と私の総勢5名で、行政書士制度広報月間活動の一環として、報道機関各社を訪問いたしました。

訪問した報道機関は、北陸工業新聞社、NHK金沢放送局、北國新聞社、中日新聞北陸本社、北陸放送、北陸朝日放送、テレビ金沢、石川テレビの8社です。

訪問の本題は行政書士制度広報月間に際して、令和7年10月3日(金)～10月5日(日)の3日間、対面及び電話による無料相談会を開催することをPRさせていただくことでした。

対面の無料相談会は石川県内、全8か所で開催すること、特に会員自身が被災者であり開催が危ぶまれた輪島市での無料相談会も会員の有志が協力し、なんとか開催することが叶ったことをPRさせていただきました。

無料相談会のPRと併せて、石川県行政書士会が取り組んできた、これまでの被災者支援活動に関しても、各報道機関に報告させていただきました。

報告した大まかな内容は下記のとおりです。

## 1. 被災者支援活動

- (1) 電話相談
- (2) 七尾・金沢・小松の各支部による無料相談会
- (3) 石川県との災害協定に基づく被災者支援制度に係る相談及び申請サポート
- (4) 石川県と石川県士業団体協議会の災害協定に基づく専門家による合同相談
- (5) 総務省石川行政評価事務所による特別行政相談所、災害合同相談所への協力要請に基づく支援活動
- (6) 能登町・能登復興建築人会議による専門家による合同相談
- (7) 石川県・石川県社会福祉協議会による被災者見守り・相談支援等事業に対する相談員の派遣
- (8) 石川県による石川県コミュニティ再建事業に係るオンライン相談会

## 2. 外国人支援活動

- (1) 石川県国際交流協会による被災者(外国人)向け相談会
- (2) 石川県災害多言語支援センターによる被災者(外国人)向け合同相談会

## 3. 国土交通省北陸信越運輸局による協力要請に基づく支援活動

- (1) 北陸信越運輸局からの協力要請に基づく支援員の派遣
- (2) 石川運輸支局からの協力要請に基づく支援員の派遣

その他、能登事業者支援センターでのなりわい再建支援補助金、小規模事業者持続化補助金の相談業務や輪島市などからの委託業務である公費解体等に係る申請支援及び相続関係調査など、幅広く、継続的に被災者・被災地に寄り添っていることをPRさせていただきました。

特に、なりわい再建支援補助金の申請書作成支援に関しては全国的にも珍しい事例として、報道機関の皆様も興味深く聞いていらっしゃいました。



北國新聞社



石川テレビ

当会では、令和7年度も10月の行政書士制度広報月間に合わせ無料相談会を実施し、行政書士制度をPRするために数多くの広報活動を実施いたしました。

まず、10月1日には向井会長、寺分副会長、小山内副会長、東海林社会貢献事業部長と広報・監察部長の中川の5名が、報道機関各社(地元テレビ局5社、新聞社3社)を巡回訪問いたしました。この巡回訪問は毎年恒例となっているものですが、多くの報道機関で局長や部長級の役職者に対応していただけたことなどからも、年を追う毎に行政書士広報月間の活動に協力していただけるようになってきたと感じております。訪問当時は自由民主党総裁選挙の影響で他の報道枠が少ない状況でしたが、訪問の様子や会長インタビュー、無料相談会の日程等が北陸朝日放送のニュースで放映され、訪問翌日には写真付きの新聞記事が新聞各社で掲載されました。これに加えて、無料相談会当日の10月5日にはアル・プラザ金沢会場で北陸放送の取材が行われ、相談の様子等が10月8日放送の「Atta+」で放映されました。次年度以降もこうした良い流れを切らすことなく続

けてまいりたいと思います。

また、10月3日付の北國新聞朝刊には全面カラー広告を、同日付の北陸中日新聞朝刊には半5段白黒広告をそれぞれ掲載いたしました。このうち北國新聞の広告には、個人会員124名、法人会員4法人(社員数4)のご協賛をいただき、無事に全面広告を掲載することができました。多くのご協賛をいただき大変ありがとうございました。

このほか、昨年を2カ所上回る県内11市町の広報に無料相談会の日程等を掲載していただきました。また、9月27日～10月5日にかけて、北陸放送と石川テレビの2社で15秒のテレビCMを各25回放映いたしました。さらに、当会公式HP及び公式Xにおいて、無料相談会開催のお知らせを掲載いたしました。

なお、各支部においても、官公署を訪問し行政書士制度のPRポスターの配布等を行うとともに、無料相談会の案内チラシを配布する等の広報活動をしていただきました。

〈広報月間無料相談会の概要〉 ※括弧内は前年度の件数(\*については前年度と場所や対応時間が異なる)

主催	日時	場所	方法	相談件数
本会 (輪島支部)	10月3日(金)～5日(日) 10時～16時	本会会議室	電話	13 (18)
	10月5日(日)13時～15時	パワーシティ輪島ワイプラザ	対面	13 (7*)
七尾支部	10月5日(日)10時～16時	ワークパル七尾	対面	18 (10)
金沢支部	10月4日(土)10時～16時	アル・プラザ津幡	対面	29 (41)
		アルビス北安田店	対面	17 (34*)
	10月5日(日)10時～16時	アル・プラザ金沢	対面	51 (41)
		内灘町産業支援センターUMI+	対面	7 (19*)
小松支部	10月4日(土)10時～16時	アル・プラザ小松	対面	24 (21)
加賀支部	10月5日(日)10時～16時	山中総合福祉センター	対面	3 (5*)

このような広報活動を経て、10月3日～10月5日の3日間、当会や各支部主催の無料相談会が県内9カ所で開催されました。その結果、全体の相談件数は175件（電話13件、対面162件）で前年度の196件をやや下回りました。特に電話相談の件数は3日間で13件と低調であり、宣伝方法やニーズの変化について考えさせられる結果となりました。

その一方で、七尾支部や小松支部では相談件数が増加していることは明るい材料でした。また、他支部から相談員派遣の応援を受けつつ社会貢献事業部が運営を担う形ではありますが、本年度も輪島支部管内での無料相談会を開催することができました。対応時間は前年度よりも1時間短い2時間でしたが、前年度を上回る13件の相談がありました。行政書士の被災者に寄り添う姿勢や能登復興における行政書士の有用性をアピールすることができ、本年度も被災地で無料相談会

を開催できたことの意義は大きかったと考えております。

次に、相談内容については例年通り「遺言・相続」に関するものが多かったのですが、本年度は不動産登記や境界に関するものも含め「能登半島地震関連」の相談が増加しました。また、相談の契機については、「チラシ・ポスター」や「新聞広告」を挙げた方が多く、合わせて6割弱に上りました。そのほか「現地で知った方」が約21%、「市町広報」が約17%で続き、全体としては引き続き紙媒体の訴求力の高さを示す結果となりました。これらの集計結果を踏まえ、次年度も効果的な広報活動を実施してまいりたいと思います。

末筆になりますが、広報月間に伴う諸活動にご尽力いただいた皆様に対し、この場をお借りして心より御礼申し上げます。今後とも広報月間の活動をはじめ、当会の広報活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 〈相談内容〉

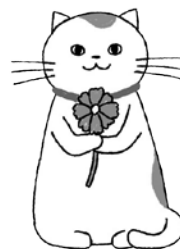
	遺言・相続	成年後見	能登半島地震	契約	法人設立	離婚	不動産登記	その他	合計
電話	8(11)	1(0)	1(4)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	2(3)	13(18)
対面	112(126)	6(12)	14(8)	5(8)	2(4)	1(3)	10(6)	12(11)	162(178)
合計	120(137)	7(12)	15(12)	5(8)	2(4)	2(3)	10(6)	14(14)	175(196)
その他……境界、在留資格、帰化申請、自動車等									



本会「無料電話相談」



輪島支部「無料相談会」



# コスモス石川 活動報告

石川県支部 総務部長 谷川 竜一

令和7年9月26日(金)にアパホテル金沢駅前にて、令和7年度第1回研修会及び令和7年度定時総会を開催いたしました。また、定時総会終了後には懇親会も開催いたしました。

## 【令和7年度 第1回研修会】

開催日時: 令和7年9月26日(金) 14時00分～15時30分  
場所: アパホテル金沢駅前 14階 アルカンシェール 金沢市広岡1丁目9-28  
内容: 「身上監護の現場に必要な制度やガイドラインについて」  
講師: (一社)石川県社会福祉士会 成年後見ばあとなあ石川 認定社会福祉士 河原 久美子 氏  
出席者: 33名

## 【令和7年度 定時総会】

開催日時: 令和7年9月26日(金) 16時00分～17時00分  
場所: アパホテル金沢駅前 14階 アルカンシェール 金沢市広岡1丁目9-28  
司会: 総務部 面政裕部長  
議長: 東海林勝会員  
議事録署名人: 高比良麻希子会員 岡野元慶会員  
出席者: 42名(本人出席32名、委任状出席10名)

### ○次第

1. 開会挨拶
2. 支部長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 総会成立報告
5. 議長選出
6. 議事録署名人選任
7. 議案審議
  - 第1号議案 令和6年度事業報告について
  - 第2号議案 令和6年度決算(監査)報告について
  - 第3号議案 令和7年度事業計画について
  - 第4号議案 令和7年度予算について
  - 第5号議案 支部役員を選任について
  - 第6号議案 その他
8. 議長退任
9. 閉会挨拶

### ○開会挨拶

司会の面総務部長より、本総会の開会が宣言された。

### ○支部長挨拶

中川支部長より、冒頭、能登半島地震の支援活動に関わっているコスモス会員に対し謝意が表された。被災者に対する支援は、被後見人等のご本人に対する支援に通ずるものがあること。次に、家庭裁判所へ提出する事務報告書の書式の統一化に伴い、本人の意思確認に関する項目が設けられ、これまで以上にご本人の意思確認について意識しなければならないこと。コスモス会員の義務として、更新研修の受講と業務報告書の提出が必須であること。最後に、日頃の会員各位のご本人への支援活動並びに支部活動を支えている役員に対する感謝の言葉が述べられた。

### ○来賓挨拶

石川県行政書士会の向井隆郎会長より開会にあたってのご挨拶をいただき、続いて、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターの勝尾太一専務理事からの祝辞を寺分努副支部長が代読した。

### ○総会成立報告

構成会員数の3分の1以上の出席を確認し、本総会が有効に成立することが宣言された。

### ○議長選出

議場の司会者一任の声に基づき、司会者から議長に東海林勝会員が指名され、選任された。

### ○議事録署名人選任

議場の議長一任の声に基づき、議長から高比良麻希子会員、岡野元慶会員が指名された。

### ○議案審議

第1号議案 令和6年度事業報告について  
第2号議案 令和6年度決算(監査)報告について  
第1号議案及び第2号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われ、質疑の前に谷川竜一監事より監査報告が行われた。

また、出席会員より事前に質問書の提出があり、面総務部長より回答が行われた。また、第1号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第3号議案 令和7年度事業計画について  
第4号議案 令和7年度予算について

第3号議案及び第4号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われた。また、第3号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第5号議案 支部役員を選任について  
執行部より、令和7・8年度の役員候補者一覧を配布し説明した。議長は、執行部よりなされた説明に対し議場に語ったところ、質問はなく、賛成多数で可決承認された。

第6号議案 その他  
執行部より、その他の議案は無いことが説明された。

### ○議長退任

全議案の審議が終了したため、議長から退任の挨拶があり、議長を退任した。

### ○閉会の辞

17時00分、小山内副支部長により閉会の辞が述べられ、令和7年度定時総会を閉会した。

### 【懇親会】

定時総会終了後にアパホテル金沢駅前 2階 金沢彩旬にて行われた懇親会では、和やかな雰囲気のもと親睦が図られ、盛会のうちに終了した。



第1回研修会



定時総会

# 石川県外国人材受入サポートセンター 活動報告

## 広報・講師派遣事業活動報告

副センター長 吉田 美緒  
(広報・講師派遣事業グループ担当)

今年度、広報・講師派遣事業グループでは、昨年度に引き続き県内外の団体からの要請に基づいて、在留資格に関する研修・セミナーの講師を派遣してまいりました。

- ・(一社)全国中小建設工事業団体連合会様での職員向け研修

### 〈第一回〉

日時: 令和7年10月21日(火)午後1時～午後4時30分  
内容: 在留資格等の制度及び手続きの概要について①  
・行政書士制度、申請取次制度について  
・在留資格制度について  
・監理団体、技能実習制度について  
・登録支援機関、特定技能制度について

実施場所: (一社)全国中小建設工事業団体連合会(東京都)  
担当者: 1名

### 〈第二回〉

日時: 令和7年11月5日(水)午後1時～午後4時30分  
内容: 在留資格等の制度及び手続きの概要について②  
・特定技能1号、特定技能2号について  
・国土交通省建設特定技能受入計画の認定制度について

実施場所: (一社)全国中小建設工事業団体連合会(東京都)  
担当者: 1名

### 〈第三回〉

日時: 令和7年12月2日(火)午後1時～午後4時30分  
内容: 在留資格等の制度及び手続きの概要について③  
・国土交通省建設特定技能受入計画の認定制度について  
・受入後の報告について  
・育成就労制度について

実施場所: (一社)全国中小建設工事業団体連合会(東京都)  
担当者: 1名

- ・令和7年度能美市日本語サポーター向け研修

日時: 令和7年11月16日(日)午後2時～午後3時30分  
場所: 寺井地区公民館(石川県能美市寺井町347番地)  
内容: 行政書士と一緒に考える! 在留資格に関する座談会

担当者: 1名

また、県内の自治体向けに、当センターの活動について周知活動を行いました。今後も、県内の自治体や商工会、関係団体への周知活動を続けていきます。

日時: 令和7年10月15日(水)午前11時～午後2時  
実施場所: 能美市役所商工課、小松市役所商工労働課  
担当者: 2名



(一社)全国中小建設工事業団体連合会様での職員向け研修の様子

## ワンストップ相談事業活動報告

副センター長 大森 厚司  
(ワンストップ相談事業グループ担当)

ワンストップ相談事業グループでは、昨年度に引き続き、石川県からの委託を受け、外国人材に関する県公式相談窓口「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」において、相談員として対応を行うための相談員養成研修を実施するとともに、県内企業からの相談対応を行いました。

- ・いしかわ外国人材活用ワンストップセンター相談員養成研修

### 〈第一回〉ワンストップセンター相談員養成研修

日時: 令和7年6月23日(月)午後1時30分～午後3時30分

場所: 金沢市ものづくり会館

参加者: 23名

内容: 第1部「ワンストップ相談員募集について」、第2部「事例検討①」

### 〈第二回〉ワンストップセンター相談員養成研修

日時: 令和7年7月23日(水)午後1時30分～午後3時30分

場所: 石川県地場産業振興センター 新館

参加者: 19名

内容: 第1部「事例検討①」、第2部「事例検討②」

### 〈第三回〉ワンストップセンター相談員養成研修

日時: 令和7年8月20日(水)午後1時30分～午後3時30分

場所: 金沢市異業種研修会館

参加者: 19名

内容: 第1部「事例検討①」、第2部「事例検討②」

- ・いしかわ外国人材活用ワンストップセンター相談対応案件

R7年5月	外国人雇用時の手続・届出等全般	計1件
6月	特定技能1号でのタイ人社員受入れ	計1件
8月	技能実習から特定技能1号への移行 留学から就労への在留資格変更	計2件
9月	倉庫業での外国人雇用 技能実習2号からの在留資格変更	計2件
10月	男性用脱毛サロンでの外国人雇用 特定技能外国人の自社支援	計2件
11月	特定技能外国人の転職	計1件
12月	靴製造業での外国人雇用	計1件
R8年1月	障害者支援分野での外国人雇用 コンビニエンスストアでの外国人雇用	計2件

# 令和7年度 行政書士試験実施について

行政書士試験実施対策委員会 委員長 茅野 智勇

令和7年11月9日に金沢医療技術専門学校において、令和7年度行政書士試験が実施されました。大きな問題もなく大変スムーズに試験を実施することができましたのは、本部長・監督員として円滑な実施にご協力くださいました会員の皆様のおかげであります。ここに厚く御礼申し上げます。

当日は気温こそ平年並みでありましたが早朝からの雨模様。朝9時より行政書士試験研究センターより委嘱を受けた本部長・監督員の総勢34名は、試験グッズの搬入・案内表示や試験室の設営等の試験実施に向けた準備を開始いたしました。

試験会場は本年度も金沢医療技術専門学校であります。一昨年の能登震災によって建屋内部に一部損傷があった箇所は、修繕工事が完了しておりましたが足場が組まれたままの状態でありましたので、安全を考慮し出入口を1ヶ所のみとして受験生を迎え入れます。

本部長・監督員の皆様のご尽力によってスムーズに実施準備が整い、早めの昼食をとりますと、いよいよ受験生を迎え入れます。今年度の受験申込者数は442名であります。少子高齢化の中にあつての昨年度比+13名。全国的にも+約4,000名でありました。「すわ、行政書士ブームの再来か!?!」とも思いましたが、誤差とも言えなくもない増加数。皆さんは如何お感じになりますでしょうか。

ついでに、受験者数に関する話題をもう一つ。今年度の受験申込者数は昨年度より増加となりましたが、この442名全員が試験当日に会場に集うわけではありません。一定数の欠席者があります。今年度は442名の申込みに対し、346名が受験し、96名の欠席がありました。これが興味深いことに毎年同程度の欠席者が出ます。ちなみに令和5～令和7年度試験の石川県における申込みに対する受験率は約78～79%に収まります。つまり毎年約2割の受験生が受験しないのであります。う～ん、何と勿体ないことか…。

それはさておき、この受験率は各試験室毎に均等にはなっておりません。ちなみに受験者の各試験室への割り振りは受験番号順であります。また、この受験番号は申込順に割り振られます。お気づきの方もいらっしゃるかもしれませんが、若い受験番号ほど受験率は高く、後ろに行くほど受験率は下がる傾向にあります。石川会場は特例試験室を除き、第1試験室から第5試験室を設けて実施しておりますところ、第1試験室から第4試験室までは定員80名、第5試験室は大教室ですのでそれより多い110～120名程度が受験します。ですが第1試験室と第5試験室における受験率の差は24%もの開きがあり、年度によっては第1試験室の方が出席受験者が多い場合もあつたくらいでありました。これは、絶対に行政書士に受かるぞという試験への意欲の差なのか…、合格率も同様に推移するのだろうか…。と思いきや、合格率はまた違ったのであります。

令和6年度データであります。石川会場における合格者は38名。合格率は11.11%であったところ、試験室毎における合格率順位にて第5試験室はなんと第2位であったのであります。受験率は低くとも、合格率は高い…。これはどんなことを意味するのでありましょうか。小職の足りない脳で一つ考えてみました。それは、試験

に慣れた方であれば受験環境にも着目する、というものであります。

先ほど、受験番号と受験率について述べましたが、これに比例して各試験室の密集度も変わります。受験率が高い試験室は室内キャパに対して密集度が高く、当日の天候や気温、人いきれ等によって試験室内が高湿多湿状態になることがあります。我々運営方もこれを把握しておりますので、必要に応じて空調を調整し快適な受験環境の構築に努めますが、なかなか常時快適な状態というのは難しい時もありました。また、密集度が高いということは、各自が近接しているということです。ささいな動作や所作、物音が気になりやすい環境と言えるかもしれません。

その反面、受験率の低い試験室は人いきれによる気温湿度の変化が大きくありません。また、欠席者によって受験者各自の距離が離れており、他者の所作や物音が影響しにくいのだらうと思われまふ。もしかすると、この第5試験室の合格者はこれら室内環境の差を考慮して受験申込みの時期までをも調整していたのではないのでしょうか…。運営方として、第1試験室と第5試験室における室内環境の差については把握しておりましたが、これを逆手に取って自身の受験環境の構築に活用するとは…。もし、そうであれば感服いたす所存であります。

今年度の試験結果は令和8年1月28日に発表されます。本誌が皆様の手が届いている頃には既に発表されていることでしょう。運営方としては、石川県会場における合格者が、一人でも多く出てくれるよう祈るばかりであると同時に、合格者の中から会員として当会へ入会となればこの上ない喜びであります。

令和8年度行政書士試験は令和8年11月8日に行われる予定であります。当委員会では、未来の石川県行政書士会の仲間が生まれるその現場にて、一緒に汗をかいていただける志のある会員の皆様のご参加をお待ちいたしております。よろしく御願ひ申し上げます。

## 令和7年度 行政書士試験 受験状況

《全国》

申込者数: 63,845名

受験者数: 50,163名(78.57%)

《石川県》

申込者数: 442名

受験者数: 346名(78.28%)



# 北陸信越運輸局 石川運輸支局長との懇談会報告

官民業務受託調査特別委員会 委員長 今村 和宏

令和7年12月3日、石川運輸支局2階会議室にて、石川運輸支局長との懇談会が行われました。石川運輸支局からは開田慎支局長、入口美穂主席運輸企画専門官が、当会からは向井隆郎会長、野村薫業務部長、川本剛生封印管理委員長、今村和宏官民業務受託調査特別委員長が出席いたしました。

石川運輸支局とは、自動車登録をはじめ、貨物旅客等の運送事業、倉庫業等の許認可の申請先として我々行政書士とは日々深いつながりのある官公署です。

これまでも中部地方協議会による中部運輸局との意見交換会がありましたが、石川県は中部運輸局ではなく、北陸信越運輸局の管轄となるため、愛知会などと比べ、直接要望をする点では、いささか満足のいくものではありませんでした。

また当会では、例年2月、3月の自動車登録業務の繁忙期に登録窓口相談員を派遣しており、登録部門とは担当者間の交流はあったのですが、より連携強化を図る目的で、今回石川運輸支局長との懇談会を行うこととしました。

懇談会では、業務に関する意見交換が行われました。その中で当会からは下記の要望、提案を石川運輸支局にいたしました。

1. 車検証記録事項の紙出力の延長
2. 登録窓口への電話のつながりにくい状況の改善
3. 登録窓口の混雑緩和対策として年度末以外の登録窓口相談員派遣
4. 法改正時だけでなく、輸送課等も含めて年1回程度、本会研修への講師としての支局職員派遣
5. 登録申請中、行政書士が車検証を預かっている期間中の車両運行を可能にするための対応

1については、継続検査での発行は1月以降行われませんが、それ以外の登録については当面紙での出力は行われるとのことでした。

2については、ヘルプデスク経由での取次しか現

状ないので、支局職員も速やかな対応に努めるが、混んでいない時間帯を見計らいながらかけていただければとのことでした。

4については、石川運輸支局から協力いただけるとのことでした。

そのほかのものに関しても、支局内で完結できないものは北陸信越運輸局自動車技術安全部管理課に伝えていただくことができ、本省にも管理課から要望をあげられる機会に伝えてもらうことになったとの連絡が、後日当会に石川運輸支局から入りました。

本会と石川運輸支局長との懇談会は、今後年1回のペースで継続して行われることとなりました。これで新たに本会として石川運輸支局との関係性が構築されることとなります。これを契機に石川運輸支局との連携強化がはかられ、行政書士業務の円滑化に寄与されるものと考えております。

行政書士側からの提言や改善要望を通じて、双方がよりスムーズに業務を進めることができれば、双方により多くのメリットがあると考えられます。この機会をより実のあるものにするには、日々業務に携わる会員の皆さんからの要望・提言をいただき、それを支局に提言することだと思います。形はできました。あとはいかに魂を入れるかと考えています。会員の皆様におかれましても、ご協力いただければと考えています。



石川運輸支局での懇談会の様子



## 会員のコーナー

「何も考えずに無心になりなさい」

金沢支部 明石 弘貴

冬の弓道場はピンと冷たい空気が張り詰めている。思わず身が引き締まる。氷のように冷えた床を進んで、射位に立つ。

二十八メートル先にある直径三十六センチの的を見つめる。矢を弓につがえて、大きく振りかぶり、力を込めて左右に引き分ける。引いた矢の先には的がある。この時、私の頭の中では、

「当たれ、当たれ、当たってくれ」

などと繰り返している。こう強く思えば思うほどいつもの的には当たらない。

八段範士の資格を持ち、常に背筋がピンとしていた七十歳代の先生は、練習の時も試合の前にも、

「何も考えずに無心になりなさい」

と、繰り返した。

「誰でも弓道場に立って向かえば、何も考えずとも、髪の毛先から足の爪先まで全身が的に当てようとしているのです。そんな時に『当たれ』とか『当たってくれ』などと考えれば、その分だけ当てようとしている身体のどこかに狂いが生じてしまうのですよ」

という内容のお話を何度かお聞きしたことがあった。

しかし、無心になることの実行はそれほどたやすいことではなかった。

弓を構えて的に対峙した時、

「無心になれ、何も考えるな」

と、自分に言い聞かせることは既に無心ではない。

「先生、私は今、身体の都合のため、弓道はできません。七十歳を過ぎても、なお、先生から教えられた『無心になる』ことの極意を模索しています」

「俳句、短歌への招待」

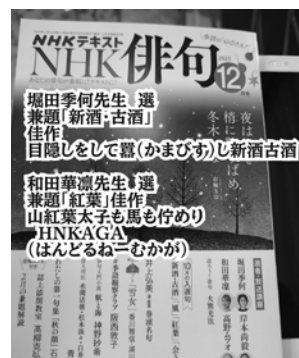
金沢支部 大西 明夫

俳句や短歌は、行政書士としての日常を豊かにし、同時に「文書の専門家」としての信頼を深めてくれる最強の教養ツールだと考えています。私は俳句・短歌は事件のない記録のようなものだと思っています。行政書士は、相談者の節目に立ち会い、その物語を「書類」というかたちで記録していきますが、俳句や短歌は、その日常の一瞬を十七音・三十一音に凝縮する「事件のない記録」であり、観察力・要約力・言葉の精度を磨く格好の訓練になりますよ。私はテレビプレバトでお馴染みの俳人・夏井いつき先生が選者を務めるMROラジオの俳句ラジオ番組「夏井いつきの一句一遊」にも投稿しており、時々放送で私の句も紹介してもらっております。この番組は平日の12時20分頃から10分間放送され、石川にいながら全国区の句友の力作に触れ、自分の一句を鍛えることができます。さらに、私は松任駅前にある白山市立千代女の里俳句館主催の全国俳句大会にもここ数年参加しています。これは大正期から続く千代女全国俳句大会であり、令和7年に第109回を迎えた古い歴史を持つ大会です。海外からを含め毎年約4,000句が集まり、「千代女賞」など多くの賞で俳句愛好者を励ましています。俳句や短歌は行政書士にこそ向く「ことばの稽古」になるとと思っています。行政書士は、契約書

や内容証明、相続手続など、市民の生活に密着した文書を幅広く扱う「身近な街の法律家」であり、言葉の選び方ひとつが紛争予防や信頼獲得に直結します。

俳句・短歌で磨かれるのは、余計な一語を削り、本当に必要な言葉だけを残す感覚であり、それは条項の表現や説明文のわかりやすさにも直結する「実務の筋トレ」にもなります。

俳句や短歌を楽しむ行政書士は、法律相談だけでなく文化活動でも地域とつながる存在となり、「人と行政をつなぎ、人と人をつなぐ」という会の理念を、自らの生き方で体現することができるのです。会員の皆様も是非機会があれば俳句や短歌に親しんでみませんか。因みに私はHNKAGA(ハンドルネームカガ)として投稿などをしておりまして、Xやインスタグラムも投稿しています。機会がございましたらご笑覧いただければ幸いです。



7月25日(金)	取材（会員インタビュー）	藤懿仰会員事務所	1名
7月25日(金)	会員のための業務及び事務所経営相談対応	Zoom	1名
7月26日(土)	第3回理事会	石川県地場産業振興センター	25名
7月28日(月)	取材（会員インタビュー）	高村記子会員事務所、曾根詩乃会員事務所	2名
7月29日(火)	成年後見制度にかかる石川県連絡協議会	オンライン	2名
7月29日(火)	取材（総務大臣表彰インタビュー）	中川大会員事務所	1名
7月29日(火)	第1回業務研修会	石川県地場産業振興センター本館第3研修室	2名
7月30日(水)	金沢市成年後見制度利用促進連絡協議会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
7月30日(水)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
8月 1日(金)	第1回ICT特別委員会	オンライン会議（Zoom）	3名
8月 1日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
8月 4日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
8月 4日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	5名
8月 4日(月)	画遊打合せ	オンライン会議（Zoom）	4名
8月 4日(月)	申請取次申請書類確認	本会会議室	2名
8月 5日(火)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議（Zoom）	4名
8月 6日(水)	第2回石川県防災総合訓練会議	石川県庁舎11階 1105会議室	2名
8月 7日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
8月 8日(金)	金沢支部研修会後の懇親会 来賓出席	ザステーションバー ミクソロジー	1名
8月13日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
8月14日(木)	75周年記念事業（記念誌）打合せ	オンライン	3名
8月15日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
8月19日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
8月19日(火)	75周年記念事業（記念誌）第2回打合せ（日本AG 井上氏・高森氏）	石川県繊維会館2階 会議室	3名
8月19日(火)	第1回新入会員向け研修会グループ会議	Zoom	5名
8月19日(火)	愛知会指定研修会の視察	愛知県	2名
8月20日(水)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議（Zoom）	4名
8月20日(水)	第3回相談員養成研修（講師・レジュメ準備等）	金沢市異業種研修会館 研修室	3名
8月20日(水)	第3回相談員養成研修（研修会準備・進行補佐等）	金沢市異業種研修会館 研修室	4名
8月21日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
8月21日(木)	第2回業務研修会	Zoom	7名
8月22日(金)	第3回業務研修会事前打合せ会議	Zoom	5名
8月22日(金)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
8月25日(月)	第2回業務部会および政策委員会	Zoom	8名
8月27日(水)	第1回新入会員向け研修会	金沢港クルーズターミナル会議室	7名
8月27日(水)	責任者講習の受講	石川県警察本部	1名
8月28日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
8月28日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファーレ3階	1名
8月28日(木)	第2回総務・経理部会	Zoom	10名
8月29日(金)	第2回社会貢献事業部会	本会会議室	9名
8月29日(金)	福祉のつどい金沢参加団体説明会	金沢市松ヶ枝福祉館	1名
8月29日(金)	第2回部長会	Zoom	9名
9月 1日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
9月 1日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
9月 2日(火)	七尾市支援の9月以降の打合せ	七尾市市民生活環境課	1名
9月 2日(火)	申請取次申請書類確認	本会会議室	2名
9月 2日(火)	第3回申請取次行政書士管理委員会	本会会議室/Zoom	4名
9月 3日(水)	第3回業務研修会	金沢市ものづくり会館	6名
9月 4日(木)	第3回部長会	本会会議室	11名
9月 4日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファーレ3階	1名
9月 8日(月)	75周年記念事業（記念誌）第3回打合せ（日本AG 井上氏・高森氏）	本会会議室	3名
9月 9日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
9月 9日(火)	第4回理事会	Zoom	21名
9月10日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	2名
9月10日(水)	金沢市未登記道路事業について打合せ	金沢市土木部道路管理課	1名
9月10日(水)	金沢市空家事業の支援について打合せ	金沢市議会みらい金沢	2名
9月11日(木)	本年度事業計画の策定	本会会議室	5名
9月12日(金)	出前講座：金沢市地域包括支援センターさくらまち	金沢市地域包括支援センターさくらまち	1名
9月16日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
9月16日(火)	石川運輸支局登録部門窓口相談員打合せ	北陸信越運輸局石川運輸支局	1名
9月16日(火)	業務研修会講師依頼について	北陸信越運輸局石川運輸支局	1名
9月18日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
9月18日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
9月18日(木)	第2回新入会員向け研修会	石川県地場産業振興センター本館第6研修室	8名

9月19日(金)	月例無料相談会(野々海市)	野々海市役所	1名
9月22日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
9月24日(水)	第3回官民業務受託調査特別委員会	Zoom	4名
9月24日(水)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
9月24日(水)	全中連研修内容に関する準備・打合せ	Zoom	1名
9月25日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファアーレ3階	1名
9月25日(木)	第2回行政書士試験対策委員会	本会会議室	6名
9月26日(金)	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター一定時総会 来賓出席	アパホテル金沢駅前	1名
9月26日(金)	金沢市未登記道路事業について打合せ	金沢市土木部道路管理課	1名
9月29日(月)	申請取次行政書士管理臨時委員会	Zoom	3名
9月30日(火)	総務省石川行政評価事務所によるくらしの合同行政相談会	金沢駅西合同庁舎	1名
9月30日(火)	開業セミナーグループ会議	Zoom	6名
9月30日(火)	馳知事訪問	石川県庁4階知事室	7名
10月 1日(水)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	2名
10月 1日(水)	報道機関表敬訪問	各報道機関	5名
10月 2日(木)	申請取次申請書類確認	Zoom	2名
10月3日(金)-5日(日)	広報月間無料電話相談会	本会会議室	22名
10月 4日(土)	広報月間無料相談会	アル・プラザ津幡、アル・プラザ小松、アルビス北安田店	—
10月 5日(日)	広報月間無料相談会	山中総合福祉センター、パワーシティ輪島ワイプラザ、ワークハル七尾	—
10月 5日(日)	広報月間無料相談会	アル・プラザ金沢、内灘町産業支援センターUMI+	—
10月 5日(日)	福祉のつどい金沢2025	金沢市松ヶ枝緑地	5名
10月 6日(月)	月例無料相談会(小松市)	小松市役所	1名
10月 6日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
10月 7日(火)	第1回特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会	オンライン会議 (Zoom)	3名
10月 8日(水)	月例無料相談会(金沢市)	石川県繊維会館2階	2名
10月 8日(水)	月例無料相談会(七尾市)	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
10月 8日(水)	外国人人材受入SCに対する苦情対応	行政書士法人PAC	2名
10月 9日(木)	第4回部長会	Zoom	8名
10月 9日(木)	総務省石川行政評価事務所によるくらしの合同行政相談会	白山市福祉ふれあいセンター	1名
10月10日(金)	行政書士試験説明会打合せ	Zoom	7名
10月14日(火)	第6回業務研修会の打合せ	石川県警察本部	1名
10月15日(水)	表敬訪問(県事業PR、センターの事業紹介)	能美市役所商工課、小松市役所商工労働課	2名
10月15日(水)	第5回理事会	金沢市ものづくり会館第2・3研修室	19名
10月15日(水)	全中連研修内容に関する準備・打合せ	Zoom	1名
10月15日(水)	宮崎県行政書士会との意見交換会	本会会議室	4名
10月16日(木)	月例無料相談会(かほく市)	ほのぼの健康館	1名
10月16日(木)	月例無料相談会(金沢市)	金沢市役所	2名
10月16日(木)	月例無料相談会(能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
10月16日(木)	外国人人材受入SCに対する苦情対応	行政書士法人PAC	1名
10月16日(木)	宮崎県行政書士会との意見交換会(のと被災者支援センター訪問ほか)	輪島市(のと被災者支援センター他)	3名
10月17日(金)	月例無料相談会(野々海市)	野々海市役所	1名
10月17日(金)	総務省石川行政評価事務所によるくらしの合同行政相談会	内灘町役場	1名
10月17日(金)	外国人人材受入SCに対する苦情対応(県労働企画課への回答書の提出)	石川県庁	2名
10月18日(土)	第2回ICT特別委員会	オンライン会議 (Zoom)	3名
10月19日(日)	令和7年度特定行政書士研修 考査実施および準備	石川県地場産業振興センター本館第8会議室	3名
10月20日(月)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
10月21日(火)	月例無料相談会(内灘町)	内灘町役場	2名
10月21日(火)	第1回メディアグループ会議	オンライン会議 (Zoom)	4名
10月21日(火)	第3回会報グループ会議	オンライン会議 (Zoom)	5名
10月22日(水)	第2回石川県防災総合訓練会議	石川県地場産業振興センター新館	2名
10月22日(水)	第4回業務研修会	石川県地場産業振興センター本館3階第3研修室	8名
10月23日(木)	月例無料相談会(津幡町)	津幡福祉教育プラザ	1名
10月23日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファアーレ3階	1名
10月23日(木)	第3回業務部会および政策委員会	Zoom	9名
10月24日(金)	第2回広報・監察部会	本会会議室	8名
10月27日(月)	第3回総務・経理部会	Zoom	10名
10月28日(火)	第3回新入会員向け研修会	石川県地場産業振興センター本館第6研修室	7名
10月28日(火)	高知県行政書士会との意見交換会	本会会議室、石川行政評価事務所	3名
10月29日(水)	第3回社会貢献事業部会	本会会議室	9名
10月30日(木)	いしかわ外国人材活用ワンストップセンター事務局会議	本会会議室	6名
10月31日(金)	75周年記念事業(記念誌)第4回打合せ(日本AG 井上氏・高森氏)	本会会議室	2名
10月31日(金)	第3回行政書士試験対策委員会	Zoom	7名
11月 2日(日)	石川県防災総合訓練	かほく市立高松中学校	3名
11月 4日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名

11月 5日(水)	出前講座：加賀市相談支援課	加賀市市民会館	2名
11月 5日(水)	新規登録希望者面談 3名	本会会議室	3名
11月 5日(水)	総務省石川行政評価事務所によるくらしの合同行政相談会	能美市寺井地区公民館	1名
11月 7日(金)	第5回部長会	本会会議室	12名
11月 7日(金)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議 (Zoom)	4名
11月 8日(土)	石川県土業団体協議会による土業団体よろず無料相談会	香林坊アトリオ	4名
11月11日(火)	月例無料相談会 (白山市)	白山市役所	1名
11月11日(火)	運輸支局長懇談会事前打合せ	Zoom	4名
11月11日(火)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	2名
11月12日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
11月12日(水)	月例無料相談会 (金沢市)	石川県繊維会館2階	2名
11月14日(金)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
11月15日(土)	出前講座：小坂地区社会福祉協議会	小坂公民館	1名
11月16日(日)	能美市国際交流協会主催研修会	能美市寺井地区公民館	1名
11月16日(日)	75周年記念事業 (記念誌) 写真撮影	金沢城公園、ADPhoto Shinano、見附島	12名
11月17日(月)	金沢市子ども未来対局子育て支援課との意見交換	本会会議室	2名
11月18日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
11月18日(火)	丁種会員指定研修会	金沢市ものづくり会館	1名
11月18日(火)	第5回業務研修会／封印管理委員会	金沢市ものづくり会館第2・3研修室	5名
11月18日(火)	北陸地区土地政策推進連携協議会	オンライン	1名
11月20日(木)	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
11月20日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
11月20日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
11月21日(金)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
11月21日(金)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議 (Zoom)	4名
11月22日(土)	第6回理事会	金沢市ものづくり会館第1研修室	23名
11月26日(水)	新規丁種会員の研修および考査	本会会議室	3名
11月27日(木)	経理審査 (7・8・9月分)	本会会議室	3名
11月27日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファーレ3階	1名
11月28日(金)	第4回新入会員向け研修会	金沢市ものづくり会館第2・3研修室	7名
11月30日(日)	SNS運用 (半期分)	Zoom	4名
12月 1日(月)	月例無料相談会 (小松市)	小松市役所	1名
12月 3日(水)	石川運輸支局支局長懇談会	石川運輸支局2階会議室	4名
12月 3日(水)	出前講座：国立病院機構 医王病院	国立病院機構医王病院	1名
12月 4日(木)	相談業務説明会	石川県地場産業振興センター本館3階第8研修室	8名
12月 4日(木)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
12月 4日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファーレ3階	1名
12月 5日(金)	新規登録希望者面談 2名	本会会議室	2名
12月 5日(金)	第1回法務グループ会議	Zoom	5名
12月 5日(金)	会員写真撮影会	本会会議室	4名
12月 5日(金)	法教育打ち合わせ (星稜高等学校 キャリア教育プログラム)	行政書士レジリエンス	3名
12月 8日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
12月 8日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
12月10日(水)	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨 知事感謝状贈呈式	石川県地場産業振興センター本館大ホール	2名
12月10日(水)	月例無料相談会 (七尾市)	平和堂アル・プラザ鹿島	2名
12月10日(水)	月例無料相談会 (金沢市)	石川県繊維会館2階	2名
12月10日(水)	広報・監察部 副会長、部長、副部長会議	オンライン会議 (Zoom)	3名
12月12日(金)	第6回業務研修会／官民業務受託調査特別委員会	金沢市ものづくり会館第2・3研修室	7名
12月12日(金)	石川運輸支局登録部門相談窓口相談員養成業務研修会	金沢市ものづくり会館第2・3研修室	1名
12月12日(金)	第3回ICT特別委員会	オンライン会議 (Zoom)	3名
12月12日(金)	75周年記念事業 (記念誌) 第5回打合せ (日本AG 井上氏・高森氏)	本会会議室	3名
12月13日(土)	法教育 (星稜高等学校 キャリア教育プログラム)	学校法人稲置学園星稜高等学校	3名
12月15日(月)	第5回新入会員向け研修会	石川県地場産業振興センター本館第4研修室	6名
12月16日(火)	名古屋出入国在留管理局 金沢出張所表敬訪問	名古屋出入国在留管理局金沢出張所	3名
12月16日(火)	末日聖徒イエス・キリスト協会指定寄付金制度	本会会議室	4名
12月16日(火)	月例無料相談会 (内灘町)	内灘町役場	2名
12月16日(火)	第1回監察グループ会議	オンライン会議 (Zoom)	4名
12月18日(木)	月例無料相談会 (かほく市)	ほのぼの健康館	1名
12月18日(木)	月例無料相談会 (金沢市)	金沢市役所	2名
12月18日(木)	月例無料相談会 (能美市)	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
12月18日(木)	日本エージェンシー打合せ	オンライン会議 (Zoom)	4名
12月19日(金)	月例無料相談会 (野々市市)	野々市市役所	1名
12月19日(金)	新聞記事収集	石川県立図書館	1名
12月25日(木)	月例無料相談会 (津幡町)	津幡福祉教育プラザ	1名

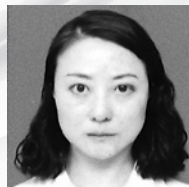
## 新しい14人の仲間紹介



■金沢支部  
■令和7年7月15日入会  
■事務所所在地 金沢市増泉2丁目8番38号  
TEL.076-220-7484

### 出村 貴昭 (てむら たかあき)

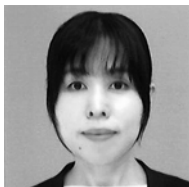
私は加賀市山代温泉に生まれ、地元の高校を卒業し、県内の大学を卒業しました。大学では、少林寺拳法部に所属し、心身ともに充実した学生生活を送ってまいりました。卒業後は、衣料品の販売会社に入社し、販売や仕入れ、店長などを経験しました。現在は税理士業をしておりますが、当時のモノを売る体験は今の仕事に活かしていると実感しております。先生方にかかわることは少ないかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部  
■令和7年7月15日入会  
■事務所所在地 金沢市長坂1丁目8番31号  
TEL.080-3749-6778

### 蘭 海涛 (らん かいとう)

蘭海涛と申します。令和7年7月15日に登録いたしました。外国人関連の入管業務を主軸に考え登録しましたが、実際には会社設立の定款作成や遺産分割協議の案件を経験し、実務の奥深さと面白さを実感しています。相続人という一語を実務に落とし込むためには、明治・大正・昭和にわたる戸籍の知識や記載の変遷を読み解く必要があり、想像以上の労力を要しました。また、漢字の判別ミスにより登記簿謄本の請求が却下されることもありました。行き詰まった際には、先輩先生からの具体的なご指導に救われる場面もあり、研修や相談の機会が整った環境に大きな支えを感じています。現在は営業開拓に難しさを感じ、臆する気持ちを抱えながらも、一歩でも前に進めるよう自分の限界に挑戦していきたいと考えています。



■金沢支部  
■令和7年8月1日入会  
■事務所所在地 金沢市みずき三丁目22番地  
TEL.076-258-0856

### 高橋 裕子 (たかはし ゆうこ)

令和7年8月に入会いたしました、高橋裕子と申します。相続手続きや遺言書作成業務を中心に、地域の皆様のお役に立てるよう、ひとつひとつのご相談に丁寧かつ誠実に向き合っていきたいと考えております。ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願いいたします。



■金沢支部  
■令和7年8月15日入会  
■事務所所在地 金沢市笠舞本町2丁目25番17号  
TEL.076-208-4769

### 野村 舞香 (のむら まいか)

令和7年8月に行政書士会へ登録いたしました野村舞香と申します。地域の皆様や行政書士会の皆様のお役に立てる行政書士を目指し、日々研鑽を重ねて参ります。ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願いいたします。



■金沢支部  
■令和7年9月1日入会  
■事務所所在地 金沢市三池町110番地5  
TEL.076-251-1595

### 飛鳥 守 (とびしま まもる)

昨年9月に登録をいたしました、飛鳥守と申します。これからどうぞよろしくお願いいたします。



■七尾支部  
■令和7年9月15日入会  
■事務所所在地 羽咋郡志賀町町へ1-258  
TEL.080-7844-3110

### 丹保 圭司 (たんぼ けいじ)

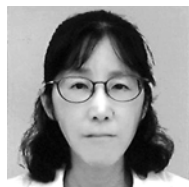
このたび、特認制度により石川県行政書士会に入会させていただきました。元は鳳至郡五十州、現在は志賀町で、ここに自宅兼事務所を構え、両親とともにおります。資格取得前には先輩事務所にて申請取次業務の補助に携わっておりました。本会で登録させていただいたことを機に復興途上にある石川県に貢献し、地域に根ざした活動を強く行ってまいりたいと考えております。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



■金沢支部  
■令和7年11月1日入会  
■事務所所在地 金沢市泉2丁目5番8号  
TEL.076-226-0459

### 谷 朋洋 (たに ともひろ)

このたび行政書士として登録いたしました谷朋洋です。これまで税理士法人にて税務・会計業務に携わっており、お客様の事業運営には許認可や届出など行政手続きが密接に関わることを実感してまいりました。税務の知識を活かしながら、行政書士として皆様のお役に立てるよう精進いたします。どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部  
■令和7年11月15日入会  
■事務所所在地 白山市相木町626番地  
TEL.076-276-0041

### 新家 利津子 (しんや りつこ)

令和7年11月に登録をしました新家と申します。現在は、税理士として中小企業支援に携わっております。今後は、補助金申請、会社設立など事業者の成長を後押しする業務に積極的に取り組みたいと考えております。まだまだ学ぶことも多い身ではありますが、地域社会の発展に少しでも貢献できるよう努めます。どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部  
 ■令和7年12月1日入会  
 ■事務所所在地 金沢市十間町9番地5  
 ディーグランセ十間町・305号  
 TEL.090-2376-6365

**堺 雄亮** (さかい ゆうすけ)

この度、行政書士登録をさせていただきました。  
 行政書士として不慣れなところもございますが、各種許認可申請、相  
 続関連事務など事業や暮らしに関わる手続きを幅広くサポートしてい  
 きたいと考えています。  
 制度の趣旨を踏まえた実践的な対応と、専門用語をかみ砕いた分  
 かりやすい説明を大切に、安心してご相談いただける身近な行政書  
 士を目指したいです。



■金沢支部  
 ■令和7年12月1日入会  
 ■事務所所在地 金沢市駅西新町3丁目4番33号  
 TEL.076-260-1666

**木村 岳二** (きむら かくじ)

この度、貴重なご縁を賜り、石川県行政書士会に入会いたしま  
 した木村岳二と申します。  
 現在、金沢駅西新町にて税理士法人木村経営ブレーンを中心  
 に会計事務所を営んでおります。  
 微力ではございますが、地域の発展に寄与できるよう努めてま  
 いります。  
 諸先輩方におかれましては、今後ともご指導ご鞭撻のほど、何  
 卒よろしく願い申し上げます。



■金沢支部  
 ■令和7年12月15日入会  
 ■事務所所在地 金沢市有松2丁目9番18号  
 TEL.076-243-5233

**小嶋 純一** (こじま じゅんいち)

このたび行政書士として入会いたしました小嶋純一と申します。  
 税理士として企業経営や個人事業主の皆様を支援する中で、  
 各種許認可申請や手続きに関するご相談を多く受けるようにな  
 り、より円滑で一体的な支援を行いたいとの思いから登録に至り  
 ました。  
 行政書士会の一員として、法令遵守と誠実な業務遂行に努め  
 てまいります。



■金沢支部  
 ■令和7年12月15日入会  
 ■事務所所在地 金沢市疋田1丁目33番地  
 TEL.076-213-7088

**藤田 祐幹** (ふじた ゆうき)

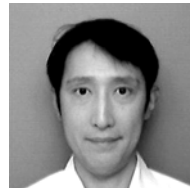
令和7年12月15日に入会しました、藤田祐幹と申します。  
 これまでは税理士業務を中心にやってきましたが、より付加価  
 値の高いサービスを行い、顧客満足度を高めるために行政書士登  
 録をしました。  
 どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部  
 ■令和7年12月15日入会  
 ■事務所所在地 金沢市疋田1丁目33番地  
 TEL.076-213-7088

**米永 大祐** (よねなが だいすけ)

このたび行政書士として登録いたしました。経営者の成長と挑戦を  
 支援することを使命とし、補助金申請を通じて事業の発展と経営基盤  
 の強化に貢献してまいります。一社一社の想いやビジョンに寄り添い、  
 実務にとどまらない伴走型の支援を行うことで、地域経済を支える経営  
 者の皆さまと共に成長していきたいと考えております。今後ともよろしく  
 お願い申し上げます。



■金沢支部  
 ■令和7年12月15日入会  
 ■事務所所在地 金沢市疋田1丁目33番地  
 TEL.076-213-7088

**中野 繁樹** (なかの しげき)

今般、行政書士登録をいたしました中野繁樹です。長年會  
 計事務所業界で培った経験と知識を活かし、士業専門家とし  
 て気持ちを新たに地域の発展及び中小企業の発展に貢献し  
 てまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

～澤野 有希子さん事務局退職のご挨拶～



この度、一身上の都合により昨年9月に退  
 職させていただきました。在職中は、大変お  
 世話になり、心より感謝申し上げます。  
 振り返れば、平成22年6月の入局当時、慣  
 れない業務で至らぬ点多々あったかと存  
 じますが、その都度先生方に温かいお言葉  
 をかけていただき、15年間も勤められた事  
 は何よりの財産と感じております。本来であ  
 りば直接ご挨拶すべきところ、こうした形でのご挨拶となります  
 こと、お許しください。  
 最後になりますが、皆様の益々のご健勝と石川県行政書士会  
 のご発展を心よりお祈り申し上げます。

～福田 彩華さん事務局新任のご挨拶～



本年2月より事務職として勤務させていた  
 だくことになりました、福田彩華と申します。  
 大学で法律を学ぶ中で、手続や書類を通じ  
 て人を支える行政書士の仕事に魅力を感じ  
 ました。行政書士会が担う会員管理や経理  
 など、会の運営を支える役割に関心をもち、  
 その一員として日々の業務を通じて貢献したいと考えております。  
 未経験ではございますが、誠実に業務へ取り組んでまいりま  
 すので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

# 会員の動き

## 【新規登録事項】 14名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R7. 7.15	金沢	出村 貴昭	金沢市増泉2丁目8番38号	076-220-7484
R7. 7.15	金沢	蘭 海濤	金沢市長坂1丁目8番31号	080-3749-6778
R7. 8. 1	金沢	高橋 裕子	金沢市みずき三丁目22番地	076-258-0856
R7. 8.15	金沢	野村 舞香	金沢市笠舞本町2丁目25番17号	076-208-4769
R7. 9. 1	金沢	飛島 守	金沢市三池町110番地5	076-251-1595
R7. 9.15	七尾	丹保 圭司	羽咋郡志賀町町へ1-258	080-7844-3110
R7.11. 1	金沢	谷 朋洋	金沢市泉2丁目5番8号	076-226-0459
R7.11.15	金沢	新家 利津子	白山市相木町626番地	076-276-0041
R7.12. 1	金沢	堺 雄亮	金沢市十間町9番地5 ディーグランセ十間町・305号	090-2376-6365
R7.12. 1	金沢	木村 岳二	金沢市駅西新町3丁目4番33号	076-260-1666
R7.12.15	金沢	小嶋 純一	金沢市有松2丁目9番18号	076-243-5233
R7.12.15	金沢	藤田 祐幹	金沢市疋田1丁目33番地	076-213-7088
R7.12.15	金沢	米永 大祐	金沢市疋田1丁目33番地	076-213-7088
R7.12.15	金沢	中野 繁樹	金沢市疋田1丁目33番地	076-213-7088

## 【退会者】 2名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R7. 4.28	金沢	広瀬 公男	ご逝去
R7. 8.31	金沢	片山 豊樹	廃業

※広瀬公男様(金沢)のご冥福をお祈り申し上げます。

# 会費納入の お願い

日頃より会の運営につきまして格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和7年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

ご多忙の折とは存じますが、下記へ至急ご納入下さいますようお願い申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費未納の方も下記へご納入お願い申し上げます。

### 記

- 石川県行政書士会  
令和7年度会費 金 72,000 円  
納入方法 払込取扱票により納入下さい  
お振込先 石川県庁内郵便局  
口座番号 00750-6-55558  
口座名義 石川県行政書士会

- 日本行政書士政治連盟  
令和7年度会費 金 5,400 円  
納入方法 払込取扱票により納入下さい  
お振込先 石川県庁内郵便局  
口座番号 00720-1-74073  
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

### 荒川 朋範

会報いしかわの編集に携わらせていただきました。こちらの広報や会報が、会員の皆様の行政書士業務のお役に立てるのであれば幸いです。

これからも行政書士業界を盛り上げる施策や情報発信、広報活動に関与できればと思います。引き続き会員の皆様にとって情報発信に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### 今井 邦彦

「会報いしかわ」の原稿作成や取材などにご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

会報グループリーダー前川先生の主導のもと、行政書士法改正や行政書士制度広報月間、宮崎会・高知会との意見交換、災害関連など多くの充実した記事が掲載されました。会報グループの皆様、本当にありがとうございました。

本年も何卒よろしくお願いいたします。

### 茅野 智勇

今回の会報誌は2回目ということで、前半の作業は順調でしたが、後半は大雪にギックリ腰に風邪にと踏んだり蹴ったりでありました。

### 寺分 努

第79号は、能登半島地震からの復興支援の様子とあわせて、行政書士法改正についてもお伝えいたしました。今回の改正により、行政書士の使命が明確化され、業務の適正な遂行に対する社会的要請が一段と高まっています。両罰規定の新設や、「いかなる名目を問わず」報酬を受領する行為の規制強化は、今後の事務所運営を見直す契機ともなります。改正の趣旨を正しく理解し実務に生かしながら、より信頼される行政書士を目指していきましょう！

### 中川 幸雄

本日(1/25)、金沢市では観測史上最大となる6時間で37cmの雪が降り、午前11時現在の積雪は64cmとなっています。終わらない雪かき作業に疲労困憊。休憩も兼ねて本誌の校正作業をしています。行政書士制度75周年にあたる本年ですが、年初から重要な法改正があり顧客等からの問合せが増えるなど、確かな変化を感じます。その一方で、能登復興の道のりはまだまだ長い。

それでも「冬は必ず春となる」。この見渡す限りの銀世界もやがて花爛漫の生命力溢れる景色に変わるはずです。雪かき以上の労力をかけ大切に編み上げた「会報いしかわ第79号」が読者の皆様に少しでも希望を与えることを願っています。

### 永野 登志雄

前回の78号に引き続き、今回も編集に携わらせていただきました。

年末年始をはさむタイトなスケジュールでしたが、会員の皆様のご協力により無事に発刊に繋がったことに心より感謝申し上げます。次回以降も、会員の皆様に喜んでいただける会報誌を目指してまいります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

### 中橋 一彰

会報いしかわの編集に携わらせていただくのは今回で2回目となりました。

社会情勢の変化や行政書士法の改正など、行政書士を取り巻く環境も日々変化していかで、広報・情報発信につとめ行政書士への理解を広めていければと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

### 堀 聡

今回、会報の校正でじっくりと何回も読みました。

編集に携わる前は、会報が届くとすぐにファイルに綴っていました。(ちょっとだけ見て)

会報は、必要な法改正や行政書士の業務・活動を知ることができ

ます。これは、読んだ方がいい！(反省)

## 編集後記

9

敬称略・五十音順

### 前川 仁恵

79号刊行に際し、寺分副会長、中川部長、永野副部長をはじめ部員の皆様のご協力に感謝いたします。今号も表紙を担当いたしました。候補の選定には悩む場面も多く、部長と相談を重ねながら決定いたしました。また、皆様のお手元に会報誌が届くまでに、部員全員で4回の校正作業を行っていますが、今シーズンは顕著な大雪に見舞われ、スノーダンプでの雪かきと並行しての作業となり、私にとっては強く印象に残る79号となりました。

# Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとバンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

## 会報いしかわ 第79号

発行日 令和8年2月10日  
発行人 会長 向井 隆郎  
広報・監察部長 中川 幸雄  
発行所 石川県行政書士会  
〒920-8203  
石川県金沢市鞍月2丁目2番地  
石川県繊維会館3階  
TEL 076-268-9555  
FAX 076-268-9556

E-mail:office@ishikawagyousei.org  
URL:https://www.ishikawagyousei.org/

